

本庄市情報公開条例の逐条解説

本 庄 市

手 引 の 目 次

I	本庄市情報公開制度の概要	
1	制度の目的	1
2	制度の基本原則	1
3	制度の主な内容	1
4	公開の手続	3
5	情報提供	4
6	その他	5
II	本庄市情報公開条例の逐条解説	
	第1章 総則	
	第1条 (目的)	6
	第2条 (定義)	7
	第3条 (実施機関の責務)	10
	第4条 (利用者の責務)	11
	第2章 公文書の公開	
	第5条 (公文書の公開請求権)	12
	第6条 (公文書の公開の請求方法)	13
	第7条 (公文書の原則公開)	15
	第1号 (個人に関する情報)	17
	第2号 (法人その他の団体に関する情報)	26
	第3号 (法令秘に関する情報)	34
	第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)	37
	第5号 (国等協力関係に関する情報)	40
	第6号 (事務又は事業の執行に関する情報)	42
	第7号 (公共の安全及び秩序の維持に関する情報)	44
	第8条 (部分公開)	46
	第9条 (時限公開)	47
	第10条 (公益上の理由による裁量的公開)	48
	第11条 (公文書の存否応答拒否)	49
	第12条 (公開請求に対する決定)	51
	第13条 (公文書の不存在又は存否応答拒否の手続)	54
	第14条 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	56
	第15条 (公文書の公開の実施方法)	58
	第16条 (手数料等)	60
	第3章 審査請求等	
	第17条 (審査会への諮問)	62
	第18条 (諮問した旨の通知)	65
	第19条 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	66
	第4章 情報の公開の充実発展	
	第20条 (市政に関する情報の整備等)	67
	第5章 情報の公開の総合的推進	
	第21条 (情報提供の充実)	68
	第22条 (公開済情報の取扱い)	69
	第23条 (出資等法人への要請)	70
	第24条 (指定管理者の情報公開)	71
	第6章 雑則	
	第25条 (実施状況の公表)	72
	第26条 (委任)	73
	附則	74

I 本庄市情報公開制度の概要

1 制度の目的

情報公開制度は、地方公共団体が保有する公文書の公開を請求する権利を市民の具体的権利として確立するものである。

本庄市の情報公開条例（以下「条例」という。）は、市が保有する情報が市民の共有財産であるとの考えから、市民等に知る権利を保障し、市が保有する公文書の公開及び提供に関し必要な事項を定め、また市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにすることにより、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づく開かれた民主的な市政の実現を図ることを目的としている。

2 制度の基本原則

次の事項を制度の基本原則とする。

(1) 原則公開

情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、行政への住民参加と行政に対する信頼性の確保等により開かれた民主的な行政の実現を図るものとされている。

そして、この理念を具体化し意義ある制度とするためには、市の保有する公文書は最大限公開されなければならないが、例外的に非公開とせざるを得ないものは、公共的利益やプライバシーの保護の必要性が客観的に認知されるものに限定されるべきで、基本的に原則公開とすべきものである。

(2) プライバシーの保護

原則公開を基本とする情報公開制度においても、プライバシーに関する権利は、個人の尊厳に係る優先的人権であるとの認識にたつて、これに係る情報は非公開とし、最大限に保護する必要がある。

(3) 利用しやすい制度

情報公開制度が有効に機能し、多くの住民に利用されるために、住民に分かりやすい制度を確立するとともに、住民の公開請求に迅速に対応できるような公文書の管理、検索システムの整備を推進する必要がある。

(4) 公正で迅速な救済制度の確立

情報公開制度は、住民に公文書の公開請求権を保障するもので、請求に対する決定は、行政処分であることから、住民の公開請求権の行使が不当に侵害された場合の措置として、①行政不服審査法による審査請求②行政事件訴訟法による行政事件訴訟により救済措置する。

3 制度の主な内容

(1) 実施機関

本制度を実施する市の機関は、次のとおりである。

- ① 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

- ② 議会
- (2) 対象となる公文書
条例の施行日以後に作成又は取得した公文書（情報）で、かつ、事案決定手続等が終了したものに限定する。ただし、決裁前の文書であっても、行政内部の協議・検討等に一旦提出し、決裁権者が認知することとなった資料についても対象に含まれる。
- (3) 他の法令等による閲覧等の取扱い
この条例の規定は、他の法令等の規定により、閲覧又は写しの交付を求められる公文書には適用しない。また、市立図書館等において市民の利用に供している情報には適用しない。
- (4) 請求権者
「何人」も公開請求をすることができる。法人その他の団体、外国人であることを問わない。
- (5) 部分公開
公文書の一部に非公開情報を含む場合であっても、非公開部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離できる場合には、その部分を除いて公開しなければならない。
- (6) 時限公開
公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、時間の経過等により、非公開とする理由がなくなったときは、公開しなければならない。
- (7) 公益上の理由による裁量的公開
公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公開することが人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公益上特に必要があると認めるときは、公開をするものとする。
- (8) 審査会の設置
公開等の決定に対する審査請求に関する救済機関として、実施機関の諮問に応じ調査審議し答申する「本庄市行政不服審査会」を設置する。審査会は、第三者的立場の委員からなる合議制の機関とし、簡易な手続による審査請求人の救済を行うことにより、制度の公正な運用を図る。
- (9) 審議会の設置
社会情勢の変化及び市民の要望等に対応し、制度の適正かつ円滑な運用の推進と改善に資するため、実施機関の諮問に応じ答申する「本庄市情報公開・個人情報保護審議会」を設置し、常に制度が社会の要請に応えたものとなることを目指す。
- (10) 条例の適用と適用外情報の任意的公開
- ① 条例は、平成18年1月10日（適用日）以後に実施機関の職員が職務上作成又は取得した公文書について適用する。
- ② 合併前の本庄市及び児玉町から承継された公文書については、①にかかわらずこの条例を適用しない。
- ③ ただし、適用日前の情報であっても、公開の申出があったときは、実施機関は公開に応ずるよう努めるものとする。

4 公開の手續

(1) 公開請求

公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、公文書公開請求書を提出する。請求に当たっては、実施機関は、請求者が求める公文書の特定に必要な相談・助言を行う。

(2) 公開等の決定

実施機関は、請求があったときは、その翌日から起算して15日以内に、非公開情報が記録されているかどうか判断し、決定通知書等により通知をする。

公開決定等の通知は「公文書公開決定通知書」「公文書部分公開決定通知書」「公文書非公開決定通知書」「公文書の不存在決定通知書」「公文書の存否応答拒否決定通知書」のいずれにより行う。

公開決定及び部分公開決定の通知では公開実施期日を付記する。公開決定以外の通知では、理由を併せて付記しなくてはならない。また、その時点で公開しない旨の決定であっても公開することができる期日が明らかであるときは、その期日を付記する。

(3) 非公開の決定

次の情報のうち、公開することが権利利益を侵害することになる等の合理的理由のあるものは、原則公開の例外として非公開の決定（部分公開の非公開部分を含む。）をする。

- ① 個人に関する情報
- ② 法人その他の団体に関する情報
- ③ 法令秘に関する情報
- ④ 審議、検討又は協議に関する情報
- ⑤ 国等協力関係に関する情報
- ⑥ 事務又は事業の執行に関する情報
- ⑦ 公共の安全及び秩序の維持に関する情報

(4) 存否応答拒否

公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命・身体・名誉が侵害されると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしない決定をする。

(5) 市以外のものへの意見聴取

公開請求に係る公文書に市以外の者に関する情報が記録されている場合において公開等の決定をするに際し必要があると認めるときは、当該者の意見を聴取する。

意見聴取により、市以外の者が当該公文書の公開に反対の意見書を提出したにもかかわらず、実施機関が公開の決定をしたときは、当該者の権利保護を目的としてその旨、その理由、公開を実施する日を通知する。

(6) 決定等の延長

事務処理上の困難その他正当な理由により、15日以内に公開等の決定をできないときは、その期間について45日を限度として延長することができる。さらに、公開請求に係る公文書が著しく大量であって、当該延長期間内にその全てについて公開等の決定ができないときは、そのうちの相当の部分について当該延長

期間内に公開等の決定をし、残りの部分については相当の期間内に公開等の決定をすれば足りる。

(7) 公開の実施

公開の実施は、決定通知書に記載された日時、場所において閲覧、視聴又は写しを交付することにより行う。

公開は、文書、図画、写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については印刷物として出力したものの閲覧又は交付により、録音テープ・ビデオテープ等音声動画記録媒体については、視聴又は写しの交付（その交付が容易である場合に限る。）により行う。

ただし、電磁的記録は、ディスプレイ等専用機器で出力したものの閲覧やフロッピーディスク等に複写したものの交付が容易であるときは、視聴又は複写したものの交付により公開を行うこともできる。

(8) 費用負担

公開に係る手数料は、無料とする。

写しの交付や郵送で公開を受ける場合における写しの作成及び送付に要する実費は、公開請求者の負担とする。

(9) 審査請求に対する手続

公開等の決定に対する審査請求があった場合には、実施機関は不適法なものを除き、本庄市行政不服審査会に調査審議を諮問して、その答申を尊重し審査請求に対する裁決を行う。

5 情報提供

(1) 情報提供の推進

条例は、公開請求に応じた公開のみを定めるものではなく、実施機関は保有する情報を積極的に市民の利用に供するため、積極的に情報提供の推進に努めることも併せて規定している。

情報提供の制度として次のものを定めている。

① 公開済情報の取扱い

この条例により一度公開した公文書は、以後この条例の手続によらず提供すること。（公開済公文書公開申出書）

② 情報提供施策の充実

市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報広聴活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供施策の充実に努めること。

③ 公文書の適正管理

実施機関は、公文書を適正に保有し、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の閲覧に供すように努めること。

(2) 出資等法人への情報公開の要請

透明性を確保するため、市が出資その他の財政上の援助を行う法人に対し、経営状況を説明する文書等その保有する情報の公開に努めるよう要請するものとしている。

該当法人は、本庄市情報公開条例施行規則で次のとおり定められている。

- (1) 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人本庄市シルバー人材センター

6 その他

(1) 運用状況の公表

市長は、毎年度1回、条例の規定による公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

II 本庄市情報公開条例の逐条解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにすることにより、市民の市政への参加を促進し、及び市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づき開かれた民主的な市政の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、この条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈】

- 1 「公文書の公開に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障」とは、市民に市が保有する公文書の公開を請求する権利を保障し、市には公開することを義務付けるものであって、市民の知る権利を保障するものであることをいう。「知る権利」については、憲法上明文の規定はないが、一般的には国民主権の原理、表現の自由等に内在する国民の権利であるといわれ、国民の情報公開制度への関心を高め、制度化を推進する上で重要な役割を果たしてきたところである。そこで、この言葉を条例に明記することにより、情報公開を推進する市の積極的な姿勢を示すものである。しかし一方では、「知る権利」の概念は、最高裁判決においても具体的な請求権として認知されていないこともまた事実である。
- 2 「市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにする」とは、情報公開制度を確立することによって、市民に対し、行政として積極的に市政に関する情報を提供する責務を明らかにするものである。
- 3 「市民の市政への参加を促進」とは、市が保有する情報が市民と共有されることにより、さまざまな市民参加が活発に行われて、政策形成あるいは決定に有効な影響を及ぼすことによって市民主体の行政が図られるものであることをいう。
- 4 「市政の公正な執行の確保」とは、市民が市政の情報を得て、それを基に、行政を監視することにより、市政の適正な執行を確保することができることをいう。
- 5 「市政に対する市民の信頼の確保」とは、市民の選択によって、市民の希望する情報が得られることで、市民と市との間の壁がなくなり、情報の流れが良くなることにより相互のつながりが強くなり、相互理解が深まることを期待するものであることをいう。
- 6 「地方自治の本旨に基づき開かれた民主的な市政の実現」とは、市政の主体である市民が、いつでも市政に関する情報を入手でき、市政に対して積極的に参加できるよう、市民と市との間に相互の情報の流れを確保し、市政をより開かれたものにすることをいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 法令、条例等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄抄本その他の写しの交付手続が定められているもの

ウ 市立図書館その他の施設において、市民が閲覧できるようにすることを目的として管理されているもの

(3) 公開 実施機関が閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

【趣旨】

本条は、この条例で用いる「実施機関」、「公文書」及び「公開」の用語の意義を定めるものである。

【解釈】

(第1号関係)

1 本号は、この条例の規定により、公文書の公開を義務付けられる市の機関を定めるものである。

「実施機関」とは、地方自治法上の執行機関である市長、各委員会・委員及び議決機関である議会をいう。

2 水道事業については、本市の場合、水道事業管理者を設置していないことから、市長としての実施機関に含めるものとする。

3 建築基準法、社会福祉事業法により権限を付与された建築主事、福祉事務所長は、市長の補助機関であり、市長としての実施機関に含まれる。

4 実施機関の附属機関は、直接市民を対象とした執行権を有していないため、それぞれの属する実施機関に含めるものとする。

(第2号関係)

1 本号は、公開請求の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。

2 「実施機関の職員」とは、それぞれの実施機関が指揮監督権を有する全ての職員（附属機関である審議会委員その他の非常勤特別職、臨時職員を含む。）をいう。

3 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内にお

いて作成し、又は取得したことをいう。

「職務」には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、他の機関から委任を受け、又は他の機関の補助執行として処理している事務を含む。

ただし、職員が社会福祉法人本庄市社会福祉協議会等の出資等法人の事務に従事している場合の当該事務は含まれない。

4 「文書」とは、起案文書、供覧文書、台帳、帳票その他全ての書類をいう。

「図画」とは、図面、地図等をいう。

「フィルム」とは、カメラによって写し撮ったフィルム（マイクロフィルム、ネガフィルム、スライドフィルム、映写フィルム等）をいう。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により情報を記録したものであって、再生装置がなければ可視聴状態にならないもの（録音テープ、録画テープ、電子計算機用磁気テープ、フロッピーディスク、ハードディスク等）をいう。

5 「実施機関が保有しているもの」とは、各実施機関において定めている文書規程等に規定するところにより自己の支配下に置いている状態のものをいう。

なお、当初の保管・保存期間が経過した公文書であっても、廃棄の手続がなされずに保管し、又は保存している場合には、「保有しているもの」に該当し、条例の対象となる。

6 担当職員が事案処理のため作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等の職務関連文書については、一般に組織的に認知されたものではなく、文書規程等に基づく公的管理もなされないものであることから、この条例の対象にはならないものである。

ただし、決裁等に当たり、起案文書等に添付された資料等については、当該起案文書等の一部となるものであることから、対象公文書に含まれる。

また、決裁前の文書や職員が行政内部の協議及び検討、調査研究等に資するために作成した試案、素案等であっても一旦協議・検討等に提出し、決裁権者が認知することとなった資料についても、対象公文書に含まれる。

7 ただし書ア、イ、ウは、公開請求の対象とする必要がないものや、性質上対象とすることが適当でないものを条例の対象から除外する規定である。

同ただし書アに関しては、市販されている書籍等は、書店で購入し、又は公共図書館等の施設を利用することなどにより、一般にその内容を容易に知り得るものであり、条例の対象とする必要はない。

同ただし書イに関しては、他の法令等においてその閲覧、縦覧、写しの交付等の手続が定められている場合は、それらの制度との調整を図る必要から、当該手続が定められている限度において、条例は適用しないことを定めたものである。

同ただし書ウに関しては、広報用資料などが市立図書館その他の施設において据え置かれているなど、一般にその内容を容易に知り得る状態になっているものについても、条例の対象とする必要はないとするものである。

(第3号関係)

本号は、条例における「公開」の定義を定めたものであって、その方法は、「閲覧」若しくは「視聴」又は「写しの交付」である。

【運用】

1 文書の作成

実施機関は、条例の目的である「市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにする」との観点から、従来は、口頭で行っていた命令や報告、個人メモの状態であった会議の記録等について、今後は、文書主義の徹底を図り、公文書として管理するよう努めなければならない。

2 廃棄しない公文書の扱い

保存期間が満了した公文書であっても、実施機関が廃棄せずに現に保有しているものは、公開請求の対象となる。

3 請求中・係争中の公文書の保存

公開請求が行われ、事務手続中の公文書及び審査請求又は行政事件訴訟において係争中の公文書は、保存期間満了後であっても廃棄してはならない。

4 本条第2号イに関して、閲覧等の手続が別に定められている場合の例としては、次のとおりである。

(1) 閲覧

- ① 住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法第11条の2第1項）
- ② 戸籍に係る届出の閲覧（戸籍法第48条第2項、第3項）
- ③ 住居表示台帳の閲覧（住居表示に関する法律第9条第2項）
- ④ 選挙人名簿の抄本の閲覧（公職選挙法第28条の2第1項、28条の3第1項）
- ⑤ 建築計画概要書の閲覧（建築基準法第93条の2）
- ⑥ 道路台帳の閲覧（道路法第28条第3項）
- ⑦ 開発登録簿の閲覧（都市計画法第47条第5項）

(2) 縦覧

- ① 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法第416条第1項、第2項）
- ② 選挙人名簿の縦覧（公職選挙法第23条第1項）
- ③ 都市計画の案の縦覧（都市計画法第17条第1項）
- ④ 都市計画の総括図、計画図及び計画書の縦覧（都市計画法第20条第2項）
- ⑤ 市街地再開発事業計画の縦覧（都市再開発法第53条第1項）
- ⑥ 道路の区域決定及び供用開始等の表示図面の縦覧（道路法第18条第1項）

(3) 謄本、抄本その他写しの交付

- ① 戸籍の謄本、抄本等の交付（戸籍法第10条第1項）
- ② 戸籍の附票の写しの交付（住民基本台帳法第20条第1項、第2項）
- ③ 除籍簿の謄本、抄本等の交付（戸籍法第12条の2第1項、第2項）
- ④ 住民票の写し等の交付（住民基本台帳法第12条）
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付（本庄市印鑑条例第13条）
- ⑥ 納税証明書の交付（地方税法第20条の10）
- ⑦ 開発登録簿の写しの交付（都市計画法第47条第5項、第6項）

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の知る権利が保障されるように、この条例を解釈及び運用するとともに、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限に保護するよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の解釈及び運用に関し、実施機関の責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 情報公開制度が実施機関の保有する公文書を原則的に公開することとするため、第7条各号に規定する情報に該当するか否かの判断に当たっては、市民の知る権利が保障されるように、解釈し、運用する旨を定めたものである。
- 2 情報公開制度の趣旨においても、個人に関する情報は、個人の尊厳に関わるものとしていわゆるプライバシーを侵害することのないよう最大限に保護しなければならない旨を定めたものである。
- 3 「みだりに」とは、秩序をみだして、むやみに、思慮もなく等の意味である。
- 4 「最大限に保護する」とは、プライバシーの保護と公文書の公開を請求する権利とが対立する場合には、プライバシーの保護を優先するということである。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定により公文書の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の公開を受けた者の負うべき責務を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、公文書の公開を受けた者が、これによって得た情報を適正に使用しなければならないことを訓示する規定である。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の公開によって得た情報を社会一般の良識に従って使用すべきことを規定したもので、正当な活動を阻害したりするような公序良俗に反する使用又は公共の福祉や公益に反する使用をしてはならないということである。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

【趣旨】

本条は、条例に基づき公文書の公開を請求する権利を行使できる者の範囲を定めたものである。

【解釈】

「何人も」とは、市内、市外を問わず、広く市民以外の者も含むということであり、また個人、法人はもとより、法人格のない団体にも公開請求権が認められるということである。

(公文書の公開の請求方法)

第6条 公文書の公開を請求しようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開の請求に係る公文書の名称又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開の請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開の請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求は、所定の事項を記載した請求書の提出により行うべきこと及び請求書に形式上の不備があるときはその補正を求めることができるなど、公開請求に係る具体的な手続を定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 公開請求は、条例に定める公文書の公開を求める市民の権利の行使であり、請求に対する公開・非公開の決定という行政処分を法的に求める手続である。
また、非公開決定の場合には将来争訟につながることも考えられる。
そこで、その事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止するなど手続の正確を期するため、必要事項を記載した請求書により行うものとする。
したがって、郵送及びファックスによる請求は認めるが、口頭及び電話による請求は認めない。
- 2 公開請求は、請求に係る公文書を保有している実施機関に対して行うものとする。
- 3 公開請求は、施行規則で定める請求書により行うことを原則とする。
- 4 本条各号は、請求書に記載すべき事項を規定したものである。
 - (1) 第2号に規定する「公開の請求に係る公文書の名称又は内容」については、実施機関の職員が公開の請求に係る公文書を特定し得る程度の記載を必要とする。
 - (2) 第3号に規定する「実施機関の定める事項」については、施行規則で定めており、その内容は次のとおりである。
 - ア 公文書の公開を請求しようとする者の住所の郵便番号及び電話番号
 - イ 公開実施方法の種別

(第2項関係)

- 1 本項は、本庄市行政手続条例（平成18年本庄市条例第25号）第7条（申請に対する審査及び応答）の規定により、請求者の請求権が保障されるよう、公開請求書に形式上の不備がある場合においては、申請を放置したり、直ちに拒否することなく、相当の期間を定めてその補正を求め、さらにその参考となる情報を提供するよう努めなければならない実施機関の義務を定めたものである。

- 2 「形式上の不備」とは、例えば必要事項が記載されていない場合、請求者が求める公文書が特定できない場合又は請求者が求める公文書と請求書に記載された公文書の内容が異なる場合等をいい、請求に係る公文書が存在しないといった場合は、形式上の不備には当たらない。
- 3 「相当の期間を定め」とは、請求者が請求書を修正し、再提出するのに社会通念上必要とされる期間をいう。ただし、公開請求書受付時に補正可能な場合は、その場で補正を求めるものとする。
- 4 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、例えば、公文書の特定については、請求者が行うべき事柄ではあるが、実際には請求者が特定することが困難であることから、特定の参考となる情報を実施機関が積極的に提供するよう努めるといったように、実施機関に対し、補正の参考情報を提供する努力義務を課したものである。

【運用】

1 公開請求の窓口

各実施機関に対する公開請求の受付は、総務部行政管理課を受付窓口として一元的に行い、担当課では受け付けないものとする。

ただし、市民の利便性等を考慮し、総合支所総務課においても受付できるものとする。

2 情報提供の優先

実施機関は、市民から情報を求められた場合は、担当課において可能な限りの情報提供に努め、公文書の内容が公開できないとき、公開するか否かについて関係部署との調整が必要でありその場では判断できないときその他の理由により情報提供できないと判断したときに限り、情報公開請求手続をとるものとする。

3 請求書の代筆

請求者が自ら請求書に記載することが身体の障害等により困難なときは、受付窓口の職員が代筆するものとする。

(公文書の原則公開)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定により公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があった場合は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、実施機関は、請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うという原則公開の基本的な枠組みを明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を明文に定めることによって、第5条において何人にも公文書の公開を請求する権利を付与したことと合わせ、原則公開に基づく「請求者と実施機関との権利義務関係」を法的に明確化したものである。
ただし、市が保有する情報の中には、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、法令の規定により公にできないもの、行政の公正かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるもの等非公開とせざるを得ない情報があるので、これを類型化し、「非公開情報」としてあらかじめ限定的に定め、これらが記録されている公文書を原則公開の例外部分として非公開とするものである。
- 2 「非公開情報」が記録されている公文書について公開請求があった場合は、第10条（公益上の理由による裁量的公開）の規定により公開するときを除き、公開できない。
- 3 公文書の公開は、請求者、利用目的の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものである。しかし、本条第1号に定める個人に関する情報が記録された公文書は、情報公開制度においては、請求者が当該個人に関する情報の本人であったとしても、公開しない。（個人情報保護制度による開示請求の対象となり得る。）

【運用】

1 非公開情報と守秘義務の関係

地方公務員法第34条に規定する守秘義務は、職員の服務規律の一つとして定められたものであって、条例に定める非公開情報とはその趣旨、目的を異にするものである。

したがって、情報公開請求に対する判断は、非公開情報に該当するか否か、又は第10条（公益上の理由による裁量的公開）の規定に該当するか否かにより行うものであって、地方公務員法上の守秘義務を直接の根拠として非公開とすることはできないものである。

なお、あえてそれぞれの非公開とする範囲を比較すると、守秘義務における「秘密」よりも、非公開情報の範囲の方が広いものと一般的には考えられる。それは、公文書の公開が前記解釈3で示したとおり、請求者の事情を問わず誰にも公開できないものであることに対し、守秘義務における「秘密」は情報提供先の事情を考慮した上で個々

に判断すべきものであることによる。

よって、厳格な判断のもとに行った公文書の公開が守秘義務違反に問われることはないものと考えられる。

2 非公開情報と法令との関係

民事訴訟法、刑事訴訟法、弁護士法等の規定により、実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等を要求された場合は、条例による情報公開ではないので、当該法令の趣旨、要求の目的、対象公文書の内容等を総合的に勘案して個別具体的に判断し、非公開情報は適用しない。

3 議会の調査権との関係

地方自治法第100条に規定する議会の調査権は、議会の議決により発動されるもので、条例ではなく、調査権の制度により対応すべきものである。

ただし、議員個人が公開請求したときは、議会の調査権の発動ではないので、その判断は非公開情報によることとなる。

なお、議員の議会活動のための資料要求については、従前のとおり資料提供により対応するものである。

4 その他記録されている情報が非公開情報に該当するか否かの判定は、本条各号の【趣旨】、【解釈】、【運用】及び「非公開情報の判断基準」により、公開請求の都度、個別具体的に行うものとする。

第7条第1号 非公開情報 【個人に関する情報】

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例等の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報
イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（ただし、公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）。

【趣旨】

- 1 本号は、第3条の規定を受け、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限に保護する観点から個人に関する情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 その一方で、本号ただし書では、一般的に当該個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は保護利益を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、公開することとしたものである。

【解釈】

- 1 「個人に関する情報」とは、次のような個人に関する一切の情報をいう。
 - (1) 戸籍等の個人の基本的事項に関する情報
 - (2) 経歴、成績等に関する情報
 - (3) 財産状況、経済活動に関する情報
 - (4) 心身に関する情報
 - (5) 思想、信条等に関する情報
 - (6) その他個人の生活に関する情報
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、本条第2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報と同義である。

当該情報を公開するか否かの判断は、その性格上、法人等の事業活動情報と同様に行うべきものであるので、本号の非公開情報の範囲からは除外したものである。
- 3 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に記載されている氏名、生年月日のほか、住所、本籍、電話番号、続柄、勤務先の役職名等により特定の個人が直接識別されるものをいう。

- 4 「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報に氏名、生年月日等の記載がなくても、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものをいい、例えば、学校における事故に関する情報に事故に関係する生徒名が記載されていないなくても、学校名が記載されていれば、同じ学校の関係者にはその生徒を特定することができてしまうので、本要件に該当するものである。このように、個人の属性に関し、該当する人数が少ない場合、かつ、それが一般に知られているものほど個人の特定は容易になるものであって、その可能性については、個別具体的な判断が必要である。
- 5 個人が何をプライバシーと考えるかは、人それぞれに違うものであるので、本号は、個人情報については内容の如何を問わず、個人が識別することができ得る限りにおいて、原則として非公開とするものである。
- 6 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別する記述がなくても、公開されると、例えば、個人の未公表の著作物、研究論文、研究計画等のように、本人の財産権等の正当な権利利益が侵害されるおそれのあるものや、カルテ、反省文等のように、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれのあるもの等をいう。
- 7 ただし書ア関係
- (1) 法令等の規定により公にされている情報（商業登記簿に記載された取締役の情報、土地の登記事項証明書に記載された登記権利者の情報等）である。これを公開することにより、個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、それは、受認すべき範囲にとどまるものと考えられるので、非公開情報から除外したものである。
- (2) 「何人でも閲覧することができる」とされている情報とは、一般に公表されている情報及び今後それらが予定されている情報をいう。
したがって、閲覧を利害関係人に限定しているもの（固定資産課税台帳の縦覧等）や、法令等に「何人も」と規定されていても請求目的が制限されているもの（住民基本台帳法第11条第1項）は、この規定に該当しない。
ただし、都市計画の案の縦覧など、一定期間に限って閲覧を認めている場合であっても、何人でも閲覧することができる情報であれば、これに該当する。
- 8 ただし書イ関係
慣行として公にされている情報（表彰受賞者氏名、職員名簿に記載された職員の氏名及び叙勲者名簿等）は、一般に公表されている情報でありこれを公開することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられる。
- 9 ただし書ウ関係
- (1) プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、これを非公開とする合理的な理由としては認め難いので、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公開するものとしたものである。
- (2) 「公開することが必要であると認められる情報」とは、非公開とすることによ

り保護される個人の権利利益と公開することにより保護される請求者の権利利益とを比較衡量し、後者が優先すると認められる情報をいう。

この比較衡量に当たっては、個人に関する情報の中には個人的な性格が強いものから社会的性格が強いものまで様々なものがあり、人の生命、健康等の保護と生活、財産等の保護とでは公開により保護される利益の程度に相当の差があること等を踏まえ、特に個人の人格的な保護に欠けることがないように慎重な配慮が必要である。

10 ただし書エ関係

- (1) 公務員の職務遂行に係る情報の中には、職務遂行の内容に係る情報のほかに、公務員の職、氏名等特定の公務員個人を識別することができる情報を含むものが多いが、この場合は、行政情報であるとともに当該公務員の個人情報にも該当するものである。特に氏名を公開すると、当該公務員の私生活へ影響を及ぼすことも考えられるが、この条例の趣旨に基づき、行政執行の公正性及び透明性を高める見地から、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を公開するとともに、氏名を公開したとしても当該公務員の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認める場合には、氏名まで公開することとしたものである。
- (2) 「公務員」とは、国家公務員法及び地方公務員法にいう公務員全てを含むものであり、一般職であるか特別職であるかを問わない。なお、地方議会の議員は含むが、国会議員は含まれない。
- (3) 「職務遂行に係る情報」とは、当該公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報をいう。したがって、公務員としての身分の取扱いに係る情報などは、当該公務員にとっての職務遂行に係る情報ではないので、当該情報を公開する場合であっても当該公務員の氏名は公開しないこととなる。
- (4) 「当該公務員の個人の権利利益を害するおそれ」とは、公務員も私生活においては一市民であるので、氏名を公開することにより生じる、当該公務員個人（家族を含む。）に加えられる危害、監視、脅迫等により、個人の私生活、財産、プライバシー等が、公務員として受認すべき限度を超えて侵害されるおそれをいう。

【運用】

1 意見書提出機会の付与

公開請求に係る公文書が本号に該当するか否かを判断するにあたっては、第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に従い、個人の権利利益の保護に十分配慮しなければならない。

2 ただし書ア関係

法令等による閲覧制度の中には、請求者が該当する情報を特定して請求した場合のみ閲覧できるものがあるが、そのようなものに本規定を無条件に適用し、公開するものではない。例えば、土地の登記事項証明書は不動産登記法により何人も得ることができるものではあるが、それは、必要とする土地地番を請求者が特定した場合に限るものである。したがって、情報公開も同様に、登記権利者の情報は、土地地番が既に公表されているか、又は今回同時に公開する場合に限り公開し、そうでない場合には、本ただし書には該当せず非公開となるものである。市が取得交渉中の土地の所有者名

等は、公開すると所有者のプライバシーが侵害されることになるので、その場合は、特定の個人を識別することができる情報として、土地地番自体が個人情報として非公開となるものである。

3 ただし書ウ関係

法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報は、個人情報の本人が届け出た情報であるので、その届出に係る業務上からも公開の必要性が認められれば、公開したとしても問題が生じる余地が少ないものと考えられるが、それ以外の方法により入手した情報（本人から任意に提供されたもの、本人以外から提供されたもの、市が下した評価、他の公共機関から提供されたもの等）の公開においては、より慎重な判断が求められる。

また、本ただし書により公開しようとする場合には、第14条第2項の規定により、本人に意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 ただし書エ関係

(1) 国等の公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分

公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分の公開は、国家公務員についても適用されるが「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」においても同様に公開する規定であるので、公開することによって問題が生じることはないものと考えられる。

ただし、他の非公開情報 第4号（審議、検討又は協議に関する情報）、第5号（国等協力関係に関する情報）、第6号（事務又は事業の執行に関する情報）、第7号（公共安全及び秩序の維持に関する情報）に該当する場合もあるので、十分注意し判断する必要がある。なお、これらに該当する可能性がある場合に、第14条第1項の規定により、国等に通知し、意見書の提出の機会を与えることができるが、この場合は、公務の遂行として記録された情報であるから、基本的には当該公務員個人に通知するものではない。

(2) 国等の公務員の氏名

条例は、公務員の氏名についても職務の遂行にかかる情報に記録されている場合は原則公開するものであるが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」では、公務員の氏名は公開としていない（本省課長以上については職員名簿を公表しており、法第5条第1号書イの「慣行として公開しているもの」に該当し、公開となる。）。また、他の地方公共団体の中には、情報公開制度がない団体や、制度があっても氏名は非公開となっている団体もあるので、本市がそれらの職員の氏名を公開した場合に不満に思われるおそれがある。したがって、本市では行政執行の公正性及び透明性を高める見地から氏名まで公開する旨を各職員が相手方に説明しておくことが望ましい。

なお、公務員の氏名の公開においては、「（ただし、公開することにより、当該公務員の個人の権利利益が著しく侵害されるおそれがあると認められるものを除く。）」という限定があるので、第14条第1項による意見書の提出の機会は、当該公務員個人に付与することができる。

【参考】

条例第7条第1号（個人に関する情報について）

（1） 個人に関する情報（非公開情報）

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示	文書件名例
1 基本的事項に関する情報	① 戸籍・身分に関する情報	氏名、住所、性別、生年月日、出生地、国籍、本籍、親族関係・続柄等、婚姻歴、離婚歴、養子縁組、認知、成年被後見人、被補佐人、後見人、死亡、離縁、破産その他戸籍事項	戸籍簿、除籍簿、戸籍届書
	② 住所等に関する情報	住所、住所を定めた年月日、前住所、出入国港、印影、電話番号、整理番号等	住民異動届、各種届書・申請書
	③ その他基本的事項に関する情報		
2 学歴・成績等に関する情報	① 学歴に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、評価内容、指導記録、順立、退学・休学・停学等、生徒会・クラブ等の課外活動	転・入学願、学籍簿、指導要録
	② 職業・職歴等に関する情報	会社名、事業名、会社の所在地、職種、職務の内容、職立、就職退職年月日、在職期間、昇格・降格・配置轉換等、職務上の資格、技能、解雇・停職等の処分	給与対価報告書、辞令簿、各種講習会修了者名簿、勤続記録カード、人事記録、履歴書
	③ 能力・成績に関する情報	学業成績、職務の実績・評価、試験成績、資格・免許、特技、作品の評価	成績表、勤続認定書、自己評価申告書
	④ その他経歴に関する情報	受賞歴、犯罪・違反・補導歴、団体内歴、厚生施設・社会福祉施設等への入所歴	被逮捕補導者の推薦調書、犯罪人名簿、各種団体登録、更生員関係書、行政委員の経歴書
3 財産状況・経済活動に関する情報	① 収入に関する情報	収入の内容（給与所得、譲渡所得、補償金等）、貸付金、公的扶助の有無・金額	給与所得の源泉徴収票、所得証明書、生活福祉収入申告書、課税台帳
	② 資産等に関する情報	資産の種類・価格、有価証券、債権債務の内容、現金・預貯金	住宅修繕資金融資あっせん申込書、不動産鑑定評価書、不動産売買契約書、預金残高証明書、生活福祉台帳
	③ 支出に関する情報	支出の内容・金額、生活費	
	④ その他財産状況・経済状況に関する情報	課税状況・納税状況、取付状況・金融機関名・口座番号、信用状況・破産・財産管理人	課税台帳、滞納簿、口座情報
4 心身に関する情報	① 心身障害に関する情報	精神障害の有無・程度、身体障害の有無、障害の部位・程度	身体障害者手帳交付申請書
	② 疾病・病歴に関する情報	傷病名、傷病歴、傷病の原因、死因	レセプト、行方病人取調べ調書、救急派遣票、救急報告書
	③ 検査・診断・診療等に関する情報	検査名、検査結果、検査結果、傷病の所見、看護記録、訓練記録、治療の内容・方法（投薬の有無・内容、通院・入院の別等）、治療の経過	就労見違え結果報告書、訪問指導の申請書、診療記録、診断書

	④ その他心身に関する情報	健康状態、血液型、体格、体力、運動能力、指紋	基本健康診査実施報告書、健康相談票、身体の写真
5 思想、信条等に関する情報		思想・信条、信仰・宗教、主義・主張・意見、支持政党	市民意識調査個票、図書貸出台帳、講座・講演会等参加者名簿
6 その他個人の生活に関する情報	① 家庭状況に関する情報	家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭である事実、里親・里子である事実、近隣・親族との交流状況	保育園の入園申請書、保育措置台帳、児童手当認定申請書、法律相談記録、母子世帯名簿
	② 居住状況に関する情報	住居の借取り、持家・借家の別、同居人数、居住期間、電話番号、被災状況	建築確認申請書、火災報告書、消火活動報告書、補償物件調査票、賃貸借契約書
	③ 社会的活動状況に関する情報	各種団体の加入の有無、各種行事・運動等への参加状況、寄付、ボランティア活動	施設利用申請書、請願・陳情署名簿、各種団体登録書、各種講習会参加者名簿
	④ 公的扶助に関する情報	要介護認定・生活保護受給者である事実、各種土会加入・受給状況、各種手当等該当の事実、入所施設名、入所年月日、入所期間	生活保護世帯台帳、国民年金受給者一覧表、老人福祉手当支給関係書、就労支援費支給台帳
	⑤ その他個人の生活に関する情報	個人の暮らし向き、趣味、嗜好、食生活、日課、施設の利用状況、私人間の紛争・交際、生活・法律相談等の相談内容、苦情・要望等の内容	結婚相談申込書、各種耐震記録（相談票）、苦情処理簿、事故報告書

(2) 特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。(非公開情報)

分類	情報の例示	
1 個人の著作権等の正当な利益を害するおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未発表の研究論文、研究報告等（個人の事業に関する情報を除く。）のうち、これに当たるもの ○ 未発表の著作物のうち、これに当たるもの（著作権法では著作者が反対の意思表示をしなければ公開となるが、何らかの理由により意思表示をできない場合には、本分類により判定する。） 	
2 個人のプライバシーを害するおそれがある情報	① 他人が個人を識別できなくとも、本人が公開されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ カルテ、相談記録、個人の観察記録等のうち、これに当たるもの ○ 反省文、日記等のうち、これに当たるもの
	② 将来、個人が特定された場合に、プライバシーが著しく害されるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思想、信条、宗教に関する情報のうち、これに当たるもの ○ 人種、民族その他社会的差別のおそれのある情報 ○ 犯罪歴、病歴等に関する情報のうち、これに当たるもの
3 本人が特定できなくとも、その属する集団が特定でき、当該個人及び集団の構成員の権利利益を害するおそれがある情報		
4 その他個人の権利利益を害するおそれがある情報		

(3) 個人に関する情報のうち、ただし書に該当する情報の例示（公開情報）

ア 法令、条例等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

大分類	小分類	該当する情報の例示	記載内容	根拠条文
○ 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報	① 公証に関する情報	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名・住所、資本金の額等	商業登記法第10条・第11条
		土地登記事項証明書・家屋登記事項証明書に記録された情報	土地の所在・地目・地積・建物の所在・種類・構造・床面積、登記番の氏名・住所、登記原因等	不動産登記法第19条第1項、第2項
		自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の氏名・住所、車名・形式、使用の本拠の位置等	道路運送車両法第22条
		著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿等に記録された情報	著作物の題号・実質等の名称、著作者の氏名・国籍	著作権法第78条第3項、第88条第2項、第104条
	② 資格に関する情報	海事代理士名簿に記録された情報	海事代理士の氏名・生年月日等	海事代理士法第4条
	③ その他	選挙重労働費用収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄付した者の氏名・住所・職業・寄付金額等	公職選挙法第192条第4項
		建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所、建築物の概要	建築基準法第38条の2
		開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名、予定建築物の用途等	都市計画法第47条第5項
		公園台帳に記録された情報	土地所有者の氏名、借地面積等	都市公園法第17条第3項
		市長の資産等報告書等に記録された情報	市長の資産等、所得等、関連会社名等	政治倫理の確立のための本市市長の資産等の公開に関する条例第5条第2項

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示	文書件名例
○ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報	① 公表することを前提として本人から任意に提供された情報	○ 選挙公報に掲載するため候補者から提供された情報（経歴、政見等） ○ 議会に対する請願・陳情（代表者以外の署名者を除く）	選挙公報掲載申請書添付書類 請願・陳情書
	② 公表することについて本人が同意している情報	○ 市に対する要望等 ○ ボランティア名簿等で、本人が公表することに同意している情報	被表簿者名簿 相談員名簿 ボランティア名簿
	③ 個人が自主的に公表した資料から何人でも知ることができる情報	○ 出版物で記録された著者名・経歴等	
	④ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報	○ 市刊行物への寄稿等 ○ 災害時の行方不明者の氏名	広報まんじょう 行方不明者名簿
	⑤ 従前から公表されており、かつ今後とも公開しない理由が明白な情報	○ 表彰受賞者氏名 ○ 官報等に掲載された国家試験合格者氏名等 ○ 弁護士名簿への登録等の公告として官報に掲載された弁護士の氏名、所属弁護士会等 ○ 税理士名簿への登録の公告として官報に掲載された税理士の氏名、所属税理士会等 ○ 高額納税者に関する公示として官報に掲載された者の氏名等 ○ 発令後の実施機関の職員の人事異動 ○ 市主催の各種講座・研修等の講師名 ○ 市美術展覧会等の出品者名 ○ 地価公示価格・地価調査価格	受賞者名簿 各種委員名簿 公示送達書 市職員永年勤続者名簿
	⑥ その他賢行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報		

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

大分類	小分類	情報の具体的内容の例示
○ 個人活動によって生じ、又は生じる人の生命、健康、生活又は財産の侵害を防ぐため、公開することが必要と認められる情報	① 法令等の規定に基づき許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施規程が作成し、又は取得した情報	○ 開発行為の許可に関する情報のうち、これに当たるもの ○ 建築確認に関する情報のうち、これに当たるもの ○ 道路（河川）の占用許可に関する情報のうち、これに当たるもの ○ 金銭寄附募集に関する情報のうち、これに当たるもの ○ 行政権行使用許可に関する情報のうち、これに当たるもの
	② その他実施規程が事務事業の執行に際して作成し、又は取得した情報	○ 詐欺販売、詐欺商法等に関する情報のうち、これに当たるもの

エ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（ただし、公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）

① 公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分（公開情報）

公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分は公開する。この公務員には、本市のみならず、全ての地方公務員及び国家公務員（国会議員は含まれない。）を含むものである。ただし、他の非公開情報 第4号（審議、検討又は協議に関する情報）、第5号（国等協力関係に関する情報）、第6号（事務又は事業の執行に関する情報）、第7号（公共安全及び秩序の維持に関する情報）に該当する場合もあるので、十分注意し判断する必要がある。

② 公務員の氏名（公開情報）

本条例では、公務員の氏名についても、職務遂行に係る情報に記録されている場合は原則公開するものである。なお、氏名の公開においては、「公開しても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの」という限定がある。これは、公務員も私生活においては一市民であり、氏名を公開すると、個人のプライバシー等の権利利益が害されてしまうことがあり得るからである。

③ 「（ただし、公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるもの）」に該当し、非公開とする情報の例示

分類	情報の具体的内容の例示	同時に該当する非公開情報
1 当該公務員個人に直接、脅迫などの圧力が加えられる又監視される等の私生活の侵害がなされるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施前時点における検査、取締り等の担当官名 ○ 重要な警備の従事予定者名 ○ 警察、検察等々の捜査の担当官名 	第6号（事務又は事業の執行に関する情報） 第7号（公共安全及び秩序の維持に関する情報）
2 当該公務員又は家族に危害が加えられたり、不当な嫌がらせがなされるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強制的執行等の担当者名で、テロ等の標的となるおそれがあるとき ○ 市民の生命、財産等の損失に係る記録（救急搬送記録、消火活動記録、看察記録等）に記載された公務員の氏名で、公開等によるトラブルが予想される時 	第7号（公共安全及び秩序の維持に関する情報）
3 当該公務員の名誉が侵害されるおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実に基づかない苦情、中傷に関するもの ○ 分限（懲戒）に関するもの 	第7号（公共安全及び秩序の維持に関する情報）
4 その他公開すると当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報		

第7条第2号 非公開情報 【法人その他の団体に関する情報】

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

【趣旨】

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保護する観点から、事業に関する情報のうち、公開することにより事業者の正当な利益を害するおそれがあるものである。
- 2 その一方で、法人等又は事業を営む個人の事業活動は、広く市民生活に関わる社会性を有していることから、ただし書では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公開することとしたものである。

【解釈】

1 本文関係

- (1) 「国及び地方公共団体を除く」とは、国及び地方公共団体は、法人格を有するものであるが、その公共的性格に鑑み、本号から除外し、第5号（国等協力関係に関する情報）、第6号（事務又は事業の執行に関する情報）等により取り扱うものである。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法で規定する事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- (3) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等）は、これには該当せず、第1号に規定する個人情報となる。
- (4) 「人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは、法人等の事業活動によって生じる危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図る観点から定めたものであつて、危害が現に発生している場合のほか、将来発生するおそれがある場合も対象とし、そのため、事業活動の違法性は問わないものである。

「公開することが必要であると認められる情報」とは、非公開とすることにより保護される法人等の利益と公開されることにより保護される公開請求者の利益とを比較衡量した結果、後者が優越すると認められる情報をいう。この比較衡量に当たっては、人の生命、健康等の保護と生活、財産等の保護とでは公開により保護される利益の程度に相当の差があることなどを踏まえる必要がある。

(例) ・公害に関する情報

- ・薬品、食品の安全性に関する情報
- ・悪質な訪問販売、欠陥商品の販売

(5) 「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報」とは、市民の消費生活を損なうような侵害の生ずる状態が現に存在しているか、又は過去に生じた事態から類推して将来そのような侵害が生ずるであろうことが十分予測される状態が存在しており、このような侵害から消費者を保護するため公開することが必要な情報をいう。

2 「当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められるもの」とは、おおむね次の情報をいう。

- ① 生産活動及び生産技術に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ② 営業・販売活動に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
- ③ 社会的信用を損なうおそれがある情報
- ④ 専ら法人等の内部に関する情報
- ⑤ その他法人等の正当な利益を害するおそれがある情報

ただし、次のような情報は、これに該当しない。

- i 法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができることとされている情報
- ii 慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
- iii 統計のように個々の法人等が識別できなくなっている情報
- iv その他公開しても法人等に不利益を与えないと認められない情報

【運用】

1 意見書提出機会の付与

請求に係る公文書が本号に該当するか否かの判断に当たっては、第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に従い、当該法人等の意見を求めるほか、必要に応じて資料の提供を受ける等により、客観的な判断に努めるものとする。

2 公文書を公開するか否かは、この条例の規定に基づき、公文書の公開請求時に最終的な判断をしなければならないものであるが、法人等から任意に提供される情報の中には、公開しないことを前提としなければ提供されないものがあるのであって、法人等において、行政に協力はするけれども、それによって自己の情報を公開しない権利まで放棄したくないと考えることも任意提供時には肯定し得るものであるとともに、市がそれを公開した場合には、当該法人等との信頼関係を失い、その後の情報が得られなくなる等、事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがある。この事由に

より非公開とする場合は、次の要件を必要とする。

- ① 実施機関の要請を受けて任意に提供されたものであること。
- ② 公開しないとの条件で提供されたものであること。
- ③ 当該条件を付することに合理的な理由があること。

3 公開しない約束

公開しない約束は、合理的な理由がなければ結ぶことができない。これを安易に行えば、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度そのものが否定されることとなるので、締結は厳格に行うものとする。

また、約束があるにもかかわらずそれを見落とし、公開したとすれば、当該法人等又は個人から損害賠償を求められることも考えられるので、この約束は、情報公開請求時に明らかなものとなるよう、公開しない旨の契約書を作成することにより行うものとし、当該情報とともに厳正に管理するものとする。

【参考】

条例第7条第2号 (法人その他団体等に関する情報について)

[法人等又は事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められる情報の分類・例示]

大分類	中分類	小分類	具体的な例示	
1 生産技術に関する情報	(1) 生産種の状況に関する情報	ア 生産品目、生産量等に関する情報	生産品目、生産量、出荷額等に関する情報、原料の種類、使用量等に関する情報など	
		イ その他生産種の内容が明らかになる情報	施設設備の規模、配置及び性能、機械設備の稼働状況、施設からの排出物質の種類、量等に関する情報など	
		(2) 生産種の計画、方針等に関する情報	ア 生産品目に係る計画、方針等に関する情報	新製品の性能、仕様、開発状況、生産工程及び生産開始時期並びに生産品目の生産計画、方針等に関する情報、原料の仕入れ計画、出荷予定等に関する情報など
			イ 施設、機械等に係る計画、方針等に関する情報	新規施設、プラント等に関する情報、新設、更新等に係る機械設備等の機種、台数、規模、能力等に関する情報、新設等の時期、経費等に関する情報など
	ウ その他生産種に係る計画、方針等の内容が明らかになる情報		職員の配置・研修計画、資金調達計画等に関する情報など	
	(3) 技術上のノウハウに関する情報	ア 製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	機械設備等の種類、台数、規模、能力等に関する情報、機械設備等の利用技術に関する情報、生産工程の管理、製品の品質管理等に関する情報など	
		イ 建築・土木工事に係る技術上のノウハウに関する情報	設計者等の考案、工夫等並びに用いる係数、計算式等に関する情報、利用技術等に関する情報など建築等に用いる資材の種類、組成、寸法、加工等に関する情報、建築等の施工に用いる機械設備の種類、台数、規模、能力、利用技術等に関する情報など	
		ウ その他技術上の秘密に関する情報	コンピュータによる情報処理等に係る技術上のノウハウに関する情報、生産工程での事故、故障等の発生に関する情報など	
	2 営業・販売活動に関する情報	(1) 営業・販売種の状況に関する情報	ア 販売高、取引等に関する情報	販売実績、契約実績、契約内容等に関する情報、取引先、得意先等の名称、取引の内容及び実績、納品状況等に関する情報、法人間の提携、下請等に関する情報など
イ 販売方法等に関する情報			商品の陳列方法、宣伝方法等に関する情報、営業種に関する情報など	
ウ その他営業種の内容が明らかになる情報			原価、販売単価等の積算に関する情報、受注ルート、受注単価等に関する情報など	
(2) 営業・販売種の計画、方針等に関する情報		ア 販売計画、方針等に関する情報	販売計画、販売高の見込、目標等に関する情報、受注計画、交渉の計画、方針等に関する情報、事業の将来展望、経営方針に関する情報など	
		イ 店舗等の施設計画等に関する情報	売場面積の拡張、店舗の改装等に関する情報、営業所、事務所、支店等の新設、移設に関する情報、新設又は移設に係る店舗・営業所・事務所等の規模、内容等に関する情報など	

		ウ その他営業種別の計画等に関する情報	資金調達の前定額 調達方法等に関する情報 投資予定額 投資対象等に関する情報など
3 信用に関する情報	(1) 経営状態・資産内容その他借入金返済能力に関する情報		経営状態に関する情報 売掛金その他の債権の額・内容に関する情報 担保ご供することのできる資産の内容等に関する情報など
	(2) 借入金その他の債務の内容に関する情報		借入金の額・借入れの相手方・借入れの条件・返済画・借入金の返済状況等に関する情報
	(3) 人的・物的担保の内容・評価等に関する情報		債務を保証している個人・法人等に係る情報 担保ご供している物件の内容・評価等に関する情報など
4 法人等の内部管理に関する情報	(1) 経理に関する情報		金銭の仕納その他経理上の処理等に関する情報など
	(2) 人事に関する情報	ア 職員の採用職員数・職員配置等に関する情報	採用計画・応募状況・採用状況 職員数・職員の配置状況 人事異動の計画・実施状況等に関する情報など
		イ 職員の給与その他の労働条件に関する情報	職員の給与体系、給与・報酬・手当等の支給額 時間外勤務の実施状況その他職員の勤務時間等に関する情報など

〔法人等又は事業を営む個人に不利益を与えるおそれがないと認められる情報の分類・例示〕

大分類	小分類	具体的例示			
		根拠条項	該当する情報	記載内容	
1 法令その他の定めにより何人でも閲覧することができると思われる情報	(1) 公証に関する情報	商業登記法第10条及び第11条	商業登記簿に記録された情報	目的、商号、取締役等の氏名及び住所、資本金の額など	
		不動産登記法第19条第1項及び第2項	土地登記簿及び建物登記簿に記録された情報	土地の所在、地目及び地積、建物の所在、種類、構造及び床面積、登記権利者の氏名及び住所、登記原因など	
		道路運送車両法第22条	自動車登録ファイルに記録された情報	所有者の名称・氏名、車名、型式、使用の本拠の位置など	
		特許法第8条	特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容等、特許権の決定、権利等、専用実施権又は通常実施権の設定、保存及び移譲など	
		意匠法第33条	意匠原簿等に記録された情報	登録意匠の内容等、意匠権の設定、権利等、専用実施権又は通常実施権の設定、保存及び移譲など	
		実用新案法第55条第1項	実用新案原簿等に記録された情報	登録実用新案の内容等、実用新案権の設定、権利等、専用実施権又は通常実施権の設定、保存及び移譲など	
		著作権法第78条第3項、第88条第2項及び第104条	著作権登録原簿、出展権登録原簿及び著作権隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号又は実演等の名称、著作権の移譲、出展権の設定及び移譲など	
	(2) 取引の安全等に関する情報	不動産の鑑定評価に関する法律第31条第1項	不動産鑑定業者登録原簿等に記録された情報	名称又は商号、役員の氏名、不動産鑑定士の氏名、事務所等の名称及び所在地など	
		宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者名簿等に記録された情報	商号又は名称、役員の氏名、事務所等の名称及び所在地など	
		建築士法第23条の8	建築士事務所登録簿に記録された情報	1級、2級等の別、事務所等の名称及び所在地、役員の氏名など	
		旅行業法第21条	旅行業者登録簿等に記録された情報	商号、業務の範囲の別、営業所の名称及び所在地など	
		建設業法第3条	一級建設業許可申請書等に記録された情報	商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金の額及び役員の氏名など	
	(3) その他	工場場地法第3条第1項	工場場地調査簿に記録された情報	工場等の敷地面積及び建築面積、生産数量、生産能力など	
		政治資金規正法第20条の2第2項	政治団体の収支報告書等に記録された情報	政治団体の収支の総額及び項目別金額、寄付をした者及び寄付をあっせんした者の氏名又は名称など	
		建築基準法第38条の2	建築概要概要書に記録された情報	建築主の氏名又は名称、建築物の概要など	
		都市計画法第47条第1項	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の名称又は氏名、予定建築物の用途など	
	2 公表することを	(1) 公表することを	法人等から提供された商号名簿、工場名簿等に記載された情報など		

目的として作成又は取得した情報	前提として法人等から任意で提供された情報		
	② PR等の目的で法人等が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報	社史、PR用パンフレット等に記載された情報など	
	③ 既に公表されている情報であって公表することにより法人等の事業活動上の利益を害するおそれのないもの	本市指定給水装置工事業者の名称など 弁護士又は税理士名簿への登録等の公告として官報に記載された弁護士又は税理士の氏名など	
3 体系的整理がされてい、個々の法人等が識別されない情報	商業登記調査、工業登記調査等の集計結果		

条例第7条第2号（ただし書）

〔ただし書の規定による公益上等の必要性から公開すべき情報の分類・例示〕

分 類	具体的な例示
ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報	<ul style="list-style-type: none"> ○食中毒発生施設と事件の概要に関する情報 ○立入検査結果の改善報告、命令その他公害行政処分に係る情報（苦情申立人の氏名、住所等除く） ○薬品、食品の安全性に関する情報 ○その他、公開することが客観的に必要と認められる情報
イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地建物取引業者に対する行政処分に係る情報 ○計量器検査結果 ○消費生活苦情相談に係る情報（悪質な訪問販売、欠陥商品の販売、買占め、売替しみ）
ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問販売等に関する情報 ○消費生活相談に関する情報

第7条第3号 非公開情報 【法令秘に関する情報】

(3) 法令又は条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

【趣旨】

本号は、情報公開制度は法令の範囲内で実施すべきものであり、法令又は他の条例で公開することができないとされている情報は、この条例においても非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

1 この条例と法令等との効力関係

地方自治法第14条第1項で「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」と定めており、法令の規定により公開してはならないと定められている事項は、この条例によっても公開できないものとする。

また、他の条例との関係では、この条例が実施機関に対して公文書の公開を一般的に義務付ける法規範であるのに対して、他の個別条例によって定められる非公開義務は、特定の情報について一般法の適用を除外して特別な取扱いを定めるものであるもので、一般法に対する特別法優先の原則が適用されるものである。

2 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令その他の命令又は条例をいう。したがって、国等からの通知及び通達並びに地方公共団体の規則、要綱その他の内規については、本号を適用しない。ただし、法令又は条例に委任されているものは、この限りではない。

3 「公開することができないとされている情報」とは、次のとおりである。

- ① 法令等の明文の規定により公開（閲覧、写しの交付等）が禁止されているもの
- ② 法令等の明文の規定により他の目的への使用が禁止されているもの
- ③ 個別の法令等の明文の規定により具体的な守秘義務が課されているもの
- ④ その他法令等の趣旨、目的から判断して、公開することができないと明らかに認められるもの

【運用】

1 国又は県の通達等の対応

国又は県の通達等により、公開しないことを求められている情報については、本条第6号「国等協力関係に関する情報」において個別的に判断されるものである。

2 今後の条例制定に当たっての留意点

今後の条例制定に当たっては、原則公開の趣旨を考慮し、この条例との整合性を保たなければならない。

【参考】

条例第7条第3号（法令又は条例の規定により公開できないものについて）

〔法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報の分類・例示〕

（法令秘情報の例示）

分類	情報内容の例示		
	根拠条項	具体的な例示	
(1) 明文の規定により閲覧等が禁止されているもの	著作権法第21条 著作権法第26条	著作物の複製 映画の上映又は頒布	
	刑事情形法第17条	訴訟公に関する書類 ただし、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は除く。	
	本庄市印鑑条例第7条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類	印鑑登録原票 印鑑登録申請書 印鑑登録証明書交付申請書
(2) 個別法令又は条例の規定により守秘義務が課せられているもの	地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事した者がその事務に関して知り得た秘密	市民税申告書 課税台帳 家屋評価書 納税通知書 市税帯内名寄簿 減免申請書
	児童福祉法第61条	児童福祉法において相違調査及び判定について、その職務上取り扱ったことについて知得た人の秘密	入所措置決定書 措置解除通知書
	住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密	住民異動届 住民実態調査
	統計法第9条の2	指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項	
(3) 多目的使用が禁止されているもの（関係者以外に閲覧・縦覧を禁止しているもの）	結核予防法第32条	この法律の規定による健康診断等の実施の事務に従事した者が、その実施又は職務執行に関して知得た医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密	胸部検査外秘検査受診者名簿 予防接種予診票 胸部検査受診者名簿 (兼) 連名成績書
	消防法第1条第6項	消防職員が、関係のある場所に入り込んで検査又は質問を行った場合に知り得る関係者の秘密	火災報告書
	消防法第4条第2項	消防職員が火災の起きた際の調査において知り得た秘密	
	労働安全衛生法第104条	健康診断の実施の事務に従事した者が、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密	健康結果一覽報告書 総合健康診断書
	本庄市営住宅条例第35条第3項	市長又は常勤職員が、その職務上知り得た秘密	
	統計法第15条第1項	指定統計調査のため集められた情報	指定統計調査票
	建築基準法第71条		建築協定書

	戸籍法第18条第2項		届出その他市長の受理した書類
	土地区画整理法第34条 第2項		土地区画整理関係簿書
	地方税法第115条第1 項		固定資産課税台帳

第7条第4号 非公開情報 【審議、検討又は協議に関する情報】

(4) 市の機関内部並びに国、他の地方公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本号は、市又は国等における適正な意思形成を確保する観点から、市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のうち、公開することにより、適正な意思形成における支障、市民の間の混乱及び特定の者の利益又は不利益を生じさせるおそれがあるものを非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 公文書の中には、最終的な意思決定前の情報も少なからず含まれているが、この条例の趣旨に照らせば、これらの情報を可能な限り公開することの意義は大きい。
しかし、これらの情報を公開することによって、その後の適正な意思決定が損なわれる場合もあるのであって、公開することにより看過し得ない支障が生じる場合には、これを非公開とするものである。
- 2 「市の機関」とは、地方自治法上の執行機関や議決機関のほか、その附属機関（審議会等）、補助機関（職員）の全てを含む。
- 3 「公共的団体」とは、法令等により設置された公社、公団、組合等のほか、公共的活動を行うために設置された法人その他の団体をいう。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定のために作成し、若しくは取得した資料又はその経過の記録等意思決定の過程において発生し、利用される情報をいい、審議、検討又は協議のほか、打合せ、相談、企画、調整、調査研究等を含む。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、審議、検討又は協議の内容に関する情報を公開することにより、外部から圧力や干渉等を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。
- 6 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定の途上にある未成熟な情報を公開すること又は情報を尚早な時期に公開することにより、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせるおそれをいう。
- 7 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」とは、市及び国等が時期を定め、又は一元的に公にする必要のある情報を公開することにより、情報を得た者と得ない者との間で不当な格差を生じ、又は投機を助長し、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれをいう。
- 8 「不当に」とは、情報を公開することの公益性を考慮しても、公開により予想される支障が看過しない程度のものであることをいう。予想される支障の程度が「不当」なものであるか否かの判断は、支障の及ぶ範囲、深さ、回復性、必然性その他の支障の内容をあらゆる角度から検討した上で、当該情報の性質に照らし、公開することに

より得られる利益と非公開とすることにより守られる利益との比較衡量により判断する。

- 9 最終的な意思決定に至った後においても、その過程の情報を公開することにより、将来同種の事務又は事業における適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、本号の対象となる。

【運用】

国等からの意見聴取

本号に該当するか否かの判断に当たっては、第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定に従い、国等から意見を含めるほか、必要に応じて資料の提供を受ける等により、客観的な判断に努めるものとする。

【参考】

条例第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報について）

〔審議、検討又は協議に関する情報の分類・例示〕

大分類	小分類	具体的な例示
1 公開することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある情報	(1) 意見交換の内容及び経過に関する情報のうち、自由かつ率直な意見交換を確保するため必要があるもの	機関同士の照会及び回答等、意見交換の相手方、形式、内容、結果その他政策形成への影響等に関する情報でこれに当たるもの
	(2) 発言者、発言内容等に関する情報のうち、自由かつ率直な発言を確保するため非公開とする必要があるもの	審議会等の会議録や会議結果報告書に記録された情報でこれに当たるもの
	(3) 提案等の内容及び処理経過に関する情報のうち、自由かつ率直な提案を確保するため非公開とする必要があるもの	内部検討段階での試算、検討課題、問題点等に関する情報でこれに当たるもの
2 最終的な意思決定前の情報で、公開することにより看過しえぬ支障が生じる可能性がある情報	(1) 意思形成に係る手続の途上にある情報であって、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障を生ずるもの	市内部における決裁、国等の許可、審議会への諮問等意思決定に係る手続上にある情報でこれに当たるもの
	(2) 意思形成に係る手続の途上にある情報であって、公開することにより不正確な理解を醸成するおそれがあるもの	市内部における検討、決裁等、意思決定に係る手続上にある情報であって、その途上において意思決定内容が変更されるおそれがあるもの
3 その他公開することにより十分な資料が得られなくなる情報		非公開を条件として個人、法人等から入手した情報であって、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの 市の機関と情報提供者との信頼関係に基づいて個人、法人等から任意で提供された情報であって、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの

第7条第5号 非公開情報 【国等協力関係に関する情報】

(5) 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障が生ずると認められる情報

【趣旨】

本号は、市と国等の協力関係及び信頼関係を継続的に維持する観点から、市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報のうち、公開することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 市が作成し、又は取得した情報の中には、公開するか否かの判断に当たり、国等の意思を考慮すべき性質の情報が含まれている場合がある。このような情報を市が一方的に公開すると国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあり、このことは、市の事務執行に支障を生ずることにもなり、結果的に、市民全体の利益が損なわれることにもなりかねないことから、これを非公開とすることとしたものである。
- 2 「協議、依頼、委任等」とは、法令等に基づき、又は任意に行われる協議、依頼、協力、照会、回答、委任等をいう。
- 3 「協力関係又は信頼関係」とは、市と国等との間における当面の、又は将来にわたる継続的かつ包括的な協力関係又は信頼関係をいう。
- 4 法定受託事務に関する主務大臣等の指揮監督に基づく通知、通達等は、本号により判断するものとする。

【運用】

国等からの意見聴取

本号に該当するか否かの判断に当たっては、第14条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定に従い、国等から意見を求めるほか、必要に応じて資料の提供を受ける等により、客観的な判断に努めるものとする。

【参考】

条例第7条第5号（国等との協力又は信頼関係について）

〔国との協力又は信頼関係情報の分類・例示〕

分 類	具体的な例示
1 国等の機関の施策に関して市の機関と協議を求めている情報であって、国等の機関においてもその内容を公表してはならないもの	・国等の機関の事業計画案に対する意見照会、事務協議等でこれに当たるもの
2 国等の機関からの依頼による調査等に関する情報であって、国等の機関の承認なしに公表してはならない旨の条件が付いているもの	・都市計画の基礎調査資料
3 国等の機関からの依頼により行う行政の実態調査等に関する情報であって、国等の機関で公表するまで公表してはならない旨の指示があるもの	・地方行政実態調査資料 ・ラスピレス指数変動分析調査資料
4 全国を通じて統一的に発表するとされている情報	・叙立、叙勲、褒章等の推薦資料 ・地価公示価格
5 法定事務の処理に関して作成し又は取得した情報であって、主務大臣から公開してはならない旨の指示のあるもの	・外国人登録原票（本人以外に公表してはならない旨の指示がある。）

- ・本号は、国等の機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報が全て非公開となるものでなく、公表することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるものに限り非公開とするものである。

第7条第6号 非公開情報 【事務又は事業の執行に関する情報】

(6) 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、用地買収等の計画、争訟及び交渉の方針、職員の身分取扱いその他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められる情報

【趣旨】

本号は、市の機関又は国等の機関が行う事務事業の適正な執行を確保する観点から、事務又は事業に関する情報のうち、公開することにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「市の機関又は国等の機関が行う事務事業」とは、市の機関又は国等の機関が単独又は共同で行う全ての事務又は事業をいう。
- 2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- 3 「公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められる情報」とは、事務又は事業の公正かつ適正な執行に実質的な支障が生ずることの蓋然性が高いことをいい、支障の程度が名目的なもの又は単に確率的な可能性であるときは、これに当たらない。
- 4 検査、監査、交渉その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な執行に著しい支障を生じることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に支障が生じると認められる情報」に該当するものとする。

【運用】

本号を適用する場合の注意点

公開することにより生じる著しい支障は、事務又は事業の進捗状況、環境の変化等によって違ってくるものであつて、一度非公開とした情報であっても一定期間経過後に再度情報公開請求がされたときは、その時点で見直さなければならない。

【参考】

条例第7条第6号（事務事業執行情報について）

〔事務事業執行情報の分類・例示〕

分 類	具体的な例示
1 公開することにより、事務事業を実施しても予想とおりの成果が得られず、実施する目的及び意味が失われるおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検査実施計画、検査基準 ・各種試験問題、採点基準 ・訴訟に関する弁護士等との打合わせ記録
2 公開することにより、特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれのある情報並びに事業の経費が著しく増大し、又は実施が大幅に遅れるなど、行政が混乱するおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・入札予定価格 ・調査基準価格 ・設計単価 ・用地買収計画案 ・用地買収交渉記録（土地の所在、相手方、交渉の経緯等） ・補償額の算定基準 ・購入予定品目、数量
3 公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・補償交渉の経緯記録 ・労使交渉記録 ・企業誘致に係る個別企業折衝記録
4 公開することにより、公正な任免、公務効率の確保を阻害するなど、人事行政の公正かつ適正な執行を妨げるおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・職員人事台帳 ・職員勤務予定表

第7条第7号 非公開情報 【公共安全及び秩序の維持に関する情報】

(7) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

【趣旨】

本号は、公共安全と秩序を維持する観点から、公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「人の生命、身体、健康又は財産の保護」とは、人命、身体、精神、自由、財産、名誉、社会的地位等を危害等から保護し、又は当該危害等を除去することをいう。
- 2 「その他の公共安全及び秩序の維持」とは、例示である人の生命、健康、生活又は財産の保護のほか、犯罪の予防又は捜査、社会の風紀等を維持することをいう。
- 3 「支障が生ずると認められる」とは、公共安全と秩序を維持する諸活動（公共安全又は秩序に対する侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止に必要な活動）が阻害され、又は適正に行われなくなる可能性があることをいう。

【運用】

本号を適用する場合の留意事項

本号により非公開とする場合とは、非公開とすることにより保護される公共安全と秩序の維持に係る利益と公開することにより保護される公開請求者の利益とを比較衡量し、その結果、前者が優越すると認められる場合である。

【参考】

条例第7条第7号（公共の安全と秩序の維持に関する情報について）

〔公共の安全と秩序の維持に関する情報の分類・例示〕

分 類	具 体 例 示
1 犯罪の被疑者、被害者、参考人、情報提供者、捜査員等の関係者が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が及ぼされ又はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者、被害者、参考人等の住所、氏名 ・犯罪等の情報提供者の住所、氏名、提供情報の内容 ・公害、医療、違反建築物等の苦情、告発の記録の中の情報提供者の住所、氏名等 ・捜査、取締事務従事者の住所、氏名及び行動内容の記録
2 特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかにされ、その結果、これらの人々が犯罪の被害者となるおそれのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓スケジュール ・住居の借取函
3 犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備状況に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス施設、設備設置図 ・薬物検物使用届出書 ・警備委託契約書の仕様書 ・警備機器設置図、配線図
4 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査関係事項照会・回答
5 その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報	

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、原則公開の趣旨から、請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて公開しなければならないとする実施機関の義務及びその要件を定めたものである。

【解釈】

「容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」とは、次の要件を満たした場合をいう。

(1) 内容の区分が容易

情報の内容を検証し、情報のどの部分が非公開情報であるかという、記載部分の区分を行うことが容易であること。

(2) 公開部分と非公開部分の物理的分離が容易

ア 情報を汚損し、又は破損しないこと。

イ 過大な費用と時間を要しないこと。

ウ 技術的な困難を伴わないこと。

「公開請求の趣旨を損なわない程度」とは、請求者の請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う内容の全部又は一部が、情報の公開をしないことができる部分を除いた残りの部分によっても十分知り得ることをいう。

【運用】

部分公開の判断

部分公開をするか否かの判断に当たっては、原則公開に基づき、客観的に判断するものとする。

(時限公開)

第9条 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求のあった公文書が第7条各号に該当し、非公開とされた情報であっても、一定の期間が経過したことにより非公開とする理由がなくなれば公開すべきことを定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関は、公開請求に対する公開・非公開の決定に当たっては過去における判断を参考としながらも原則公開を念頭におき社会情勢や経済情勢の変化を考慮して、新たな判断を行わなければならない。
- 2 本条の例としては、次のような情報が考えられる。
 - (1) 国等の機関からの指示で一定の期日が到来後、一斉に公表するもの
 - (2) 議会に対して議案として提出した後、公表するもの

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、非公開情報が記録されている公文書であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、公開することができる実施機関の裁量を定めたものである。

【解釈】

第7条各号に掲げる非公開情報は、公開することにより保護される利益と非公開とすることにより保護される利益を比較衡量した結果、なお非公開とする必要性が認められる情報を定めたものであって、例えば、第7条第1号（個人に関する情報）及び第2号（法人その他の団体に関する情報）においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することがより必要なものを既に非公開情報から除外している。したがって、非公開情報を公開すれば、必ず公益上何らかの不利益を生じさせることとなるのであるが、個別具体的な場合には、公開することに優越的な公益が認められる場合があるので、本条は、その場合には、実施機関の高度な判断により公開することができることとしたものである。

【運用】

1 本条を適用する場合の注意点

本条を適用する場合は、必ず公益上何らかの不利益が生じるのであるから、個々の非公開情報の規定による保護利益の性質及び内容を考慮し、不当な利益が生じないようにしなければならず、本庄市情報公開調整委員会に諮る等により、慎重に判断しなければならない。

2 本条を適用して、第三者情報を公開する場合

本条を適用し第三者情報を公開しようとする場合には、第14条第2項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により、当該第三者に対し、意見書提出の機会を付与しなければならない。

(公文書の存否応答拒否)

第11条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が公開請求を拒否する場合は、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で拒否することを原則とするが、その例外として、当該公文書の存否を明らかにするだけで非公開情報の保護利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公文書がある、又はないと回答するだけで、非公開情報の規定により保護される利益が害されることとなるときであって、次の場合をいう。
 - (1) 特定の個人又は法人の限定された事実、予定等に係る公文書を公開請求された場合
(例示)
 - ア 特定の個人の疾病に関する情報（第7条第1号個人に関する情報に該当）
 - イ 特定の児童のいじめに関する情報（第7条第1号個人に関する情報に該当）
 - (2) 特定の事実、予定等を探索する目的を持って、公文書の有無と公開請求に含まれる情報が結合することにより当該目的が達成されるように公開請求された場合
(例示)
 - ア 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第7条第6号事務又は事業の執行に関する情報に該当）
 - イ 特定企業に対する検査の予定に関する情報（第7条第2号法人その他の団体に関する情報、第6号事務又は事業の執行に関する情報に該当）

【運用】

- 1 本条を適用する場合の注意点
本条は、例外的な取扱いであるので、その適用に当たっては、厳格に判断しなければならないが、仮に、濫用されることがあれば、市民との信頼関係が大きく損なわれ、本条例の目的に反する結果となるものである。
また、公開請求の拒否処分は、行政処分であるので、行政手続条例第8条の規定により本条を適用する理由を提示しなければならないが、その理由では、当該公文書がある、又はないと回答することが第7条に掲げる非公開情報のいずれに該当するかを示した上で、具体的な根拠を明らかにしなければならない。
- 2 請求時の対応
公開請求が請求段階において明らかに本条の適用となると認められるときは、請求しようとする者に対して、本条例の趣旨及び第4条（適正使用）について十分に説明

し、原則としてこのような公開請求をすべきでないことについて理解を得るよう努めるものとする。また、それにもかかわらず公開請求があった場合は、本条を適用して当該公開請求を拒否するものであることを説明するものとする。

(公開請求に対する決定)

第12条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求を受けた日の翌日から起算して15日以内に、公開請求に対する公開の可否の決定（以下「公開等の決定」という。）をしなければならない。ただし、次に掲げる日は、当該期間に算入しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 第6条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日（前2号に掲げる日を除く。）

2 実施機関は、公開等の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公開等の決定をする場合において、公文書の公開をしない旨の決定（第8条の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開しない場合の決定を含む。以下「非公開決定」という。）をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、第9条の規定により非公開情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に公開等の決定をすることができないときは、公開請求を受けた日の翌日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により公開等の決定の期間を延長したが、なお公開請求に係る公文書が著しく大量であって、当該期間内にその全てについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開等の決定をし、残りの公文書については相当の期間内に公開等の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開等の決定をする期限

【趣旨】

本条は、公開請求に対して、公文書を公開するかどうかの実施機関が行う決定（以下「公開・非公開の決定」という。）の手續について定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が行う公開・非公開の決定は迅速に行われることが望ましいことから、実施機関に対し、公開請求を受けた日の翌日から起算して15日以内に、当該請求に対する公開・非公開の決定をすることを義務付けたものである。
- 2 「公開請求を受けた日の翌日から起算して15日以内」とは、総務部行政管理課行

政管理係において請求者が請求書を提出した日の翌日から起算して15日以内のことである。

ただし、次に掲げる日は、この期間に算入しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 第6条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日

(第2項関係)

- 1 本項は、公開請求に対して公開・非公開の決定をしたときは、請求者に対してその内容を速やかに通知すべきことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 請求者への通知は、施行規則で定める次の通知により行うものとする。
 - (1) 公開をする旨の決定……………公文書公開決定通知書（規則様式第2号）
 - (2) 一部の公開をする旨の決定……………公文書部分公開決定通知書（規則様式第3号）
 - (3) 公開をしない旨の決定……………公文書非公開決定通知書（規則様式第4号）

(第3項関係)

- 1 本項前段は、公文書の公開をしない旨の決定又は第8条に規定する公文書の一部の公開をする決定をしたときは、第2項の規定による通知書（公文書非公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書）に公文書を公開しない理由を明らかにすべきことを実施機関に義務付けたものである。

なお、公文書を公開しない理由は、単に「条例第7条第○号に該当」だけでは不十分であり、より具体的に分かりやすく記載するものとする。
- 2 本項後段は、第9条の公文書の期間経過後の公開に関する規定を受けてのものであるが、公文書の公開をしない旨の決定をする場合で、非公開情報の公開ができる期日を明示できるときは、第2項の規定による通知書（公文書非公開決定通知書）にその期日を付記しておくことを実施機関に義務付けたものである。

(第4項関係)

- 1 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、おおむね次のことをいう。
 - (1) 請求に係る公文書の種類若しくは量が多く、又は内容が複雑であることにより、その内容の精査に相当の日数を要し、期限までに公開等の決定をすることが困難であること。
 - (2) 請求に係る公文書の内容が複数の課に関係するため、その意見調整に相当の日数を要し、期限までに公開等の決定をすることが困難であること。
 - (3) 災害等予測し得ない業務の増大により、期限までに公開等の決定をすることが困難であること。
 - (4) 請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているため、第三者に意見書提出の機会を付与する必要があるため、期限までに公開等の決定をすることが困難であること。
 - (5) 期限内に上記以外の合理的な理由により、期限までに公開等の決定をすることが困難であること。
- 2 「公開請求を受けた日の翌日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる」とは、公開等の決定期限を請求者が請求書を提出した日の翌日から起算して45日（第6条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数を加算するものとする）を限度として延長することができる旨を定めたものである。

る。

この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

3 「書面」とは、公文書の公開等の決定期間延長通知書（規則様式第5号）をいう。
（第5項関係）

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量」とは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量又は情報量が大量であるほか、同一時期に多数の請求が集中する場合その他担当課の事務処理能力を勘案して大量と判断するものをいう。（第4項関係解釈1「事務処理上の困難その他正当な理由」を参考とすること。）
- 2 「当該期間内にその全てについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、第4項に規定する延長期間（45日間）内に公開請求に係る公文書の全てについて公開等の決定をしようとする、担当課の事務の遂行が著しく停滞し、公務上看過し得ない支障が生じるおそれがある場合をいう。
- 3 「相当の部分」とは、担当課の事務に支障を生ずることなく、45日間で公開等の決定をすることができる範囲をいう。
- 4 「相当の期間」とは、担当課の事務に支障を生じない範囲で、早期に残りの公文書について公開等の決定ができる期間をいう。
- 5 「前項に規定する期間内」とは、請求者が請求書を提出した日の翌日から起算して45日（第6条第2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数を加算するものとする）以内をいう。
- 6 「書面」とは、公文書の公開等の決定の期限の特例適用通知書（規則様式第6号）をいう。

【運用】

- 1 実施機関が15日以内に公開等の決定をせず、かつ、決定期間の延長又は第5項に規定する公開等の決定の期限の特例の適用の手続もしない場合は、公開請求者は、実施機関の不作为に対して、審査請求又は行政事件訴訟の提起をすることができる。
- 2 第5項を適用する場合の注意点
 - (1) 第5項を適用しようとする場合は、総務部行政管理課長の合議を要するものとする。
 - (2) 45日間に公開等の決定をする「相当の部分」は、できるだけまとまりのある単位のものとする。
(例示)
「平成〇〇年度の建築許可申請書のうち△△月～□□月申請分」
「平成〇〇年度の食糧費は関係文書のうち△△部及び□□部の分」
- (3) 「相当の部分」について公開をした結果、残りの部分の公開請求を続ける必要がなくなる事態も予想されるので、適宜、公開請求者の意思を確認することが適当である。

(公文書の不存在又は存否応答拒否の手続)

第13条 前条第1項、第2項及び第3項前段の規定は、公開請求に係る公文書が不存在である場合、又は第11条に規定する公文書の存否を明らかにしない場合について準用する。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が不存在であるとき、又は第11条に規定する公文書の存否を明らかにしないときの手続について、第12条第1項、第2項、第3項の前段の規定を準用する旨を定めたものである。

【解釈】

1 「公文書が不存在である場合」とは、次の場合をいう。

(1) 解釈としての不存在

本条例でいう公文書とは、第2条第2号で「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されていることから、これらの範囲の外にある情報、つまり職員のメモ等は、公開の対象となる公文書の資料として一緒にファイリングされていない限り、実際に存在していても、解釈として「不存在文書」として扱うものである。

(2) 実質的な不存在

公開請求された情報に該当する公文書が存在しない場合として、次のような場合が挙げられる。

ア 実施機関で作成又は取得していないもの（国や地方公共団体で管理する文書のように現実には存在していると考えられても、実施機関に存在していないものが含まれる。）

イ 所定の保存期限を超過して廃棄されたもの

ウ 所定の保存期限内であるにもかかわらず、紛失したり、あるいは誤って廃棄したりしたために現実に実施機関にないもの（文書取扱規則（平成18年本庄市規則第14号）に基づき処分すること。）

※ なお、保存期限が過ぎたものであっても特別な事由で実施機関が管理している場合は、不存在とすることは、条例の趣旨から望ましくないので、公開対象公文書として取り扱う。

2 非公開決定での対応

不存在情報の多くは、請求窓口で請求者から公開請求の相談を受けた時点で判明することが多く（保存期限到来による廃棄等）、そのことから請求に至らないことも多いが、請求者の納得を得られない場合や、未作成や未取得の情報についてはそのこと自体に対する請求者の確認の方法が審査請求や訴訟に限られていることもあるので、不存在については、第12条第1項の規定に準じ公文書不存在の決定をし、同条第2項の規定に準じ請求者に書面で通知するものとし、行政処分の形態をとることとする。

なお、この「書面」とは、公文書の不存在決定通知書（規則様式第7号）をいう。

3 第11条に規定する公文書の存否を明らかにしないときの手続についても、第12

条第1項の規定に準じ公文書存否応答拒否の決定をし、同条第2項の規定に準じ請求者に書面で通知するものとし、行政処分の形態をとることとする。

なお、この「書面」とは、公文書の存否応答拒否決定通知書（規則様式第8号）をいう。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開等の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも7日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合の当該第三者の権利利益の保護を図る観点から、第三者に対する意見書提出機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈】

1 第1項関係

(1) 本項は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合であって、当該情報が非公開情報に該当するか否かの明確な判断をし難いときは、当該第三者から意見書の提出を受け、公開等の決定を行う際の参考とすることにより、その適正を期すことを目的とするものである。

(2) 「市及び公開請求者以外の第三者」には、個人、法人、国、本市以外の地方公共団体のほか法人格のない団体を含む。

(3) 「書面」とは、公文書公開決定等に係る意見照会書(規則様式第9号)をいう。

(4) 「意見書」とは、公文書公開決定等に係る意見書(規則様式第11号)をいう。これは、公開に反対意見が出されたときには、第3項の規定による手続をとる必要があることから、意見書によることが求められているのであって、これにより一般的な調査と本条に基づく意見聴取との区別をしているものである。(第2項においても同じ。)

2 第2項関係

- (1) 本項は、第三者に関する情報が記録された公文書を次の理由により公開しようとする場合には、第三者の権利利益との調整が必要なことから、実施機関は、公開決定に先立ち、当該第三者に意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。
 - ア 第三者が個人又は法人等であって、当該第三者に関する情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められるとき（第7条第1号ウ又は同条第2号アイウ）。
 - イ 第三者に関する情報が非公開情報である場合において、公益上特に公開する必要があると認められるとき（第10条）
- (2) 「書面」とは、公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（規則様式第10号）をいう。
- (3) 「意見書を提出する機会を与えなければならない」とは、第三者に公開決定について同意する権限を与えるものではない。
- (4) 「当該第三者の所在が判明しない場合」とは、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合をいう。

3 第3項関係

- (1) 本項は、実施機関が公開決定をする場合において、公開に反対の意思を表示した意見書を提出した第三者が審査請求又は取消訴訟の提起をすることができるよう、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも7日間を置くことを定めたものである。したがって、第三者が公開に反対しないとき又は反対の意思が意見書上明らかではないとき（意見書以外の方法により反対の意思表示があったときを含む。）は、本項に該当しない。
- (2) 「少なくとも7日間」とは、審査請求は、処分があったことを知った日から起算して3か月、取消訴訟は、処分があったことを知った日から起算して6か月以内に行うことができるのではあるが、制度上早期の公開の実施が求められていること、そして、概に当該第三者の意見を聴いていることを勘案し、必要な期間として明確化したものであって、特別の理由がない限り、できるだけ7日間に近い期間とするものである。
- (3) 「書面」とは、公文書公開決定第三者あて通知書（規則様式第12号）をいう。

【運用】

1 求める意見の主な内容

- (1) 第三者が個人の場合
公開することにより生じると考える個人の利益の侵害、当該情報の公知性等
- (2) 第三者が法人等の場合
公開することにより生じると考える法人等の利益の侵害、実施機関との間に締結された当該情報を公開しない約束の有無、当該情報の公知性等
- (3) 第三者が国等の場合
公開することにより生じると考える国等の事務又は事業の遂行上の支障、国等との協力関係又は信頼関係への影響等

(公文書の公開の実施方法)

第15条 実施機関は、第12条第1項の規定により公文書の公開をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開の実施は、次の各号に掲げる公文書の種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、実施機関は、閲覧の方法により行う場合であつて、当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルム 視聴又は写しの交付（マイクロフィルムに限る。）
- (3) 電磁的記録（次号に掲げるものを除く。） 印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 録音テープ、ビデオテープその他の音声記録媒体及び動画記録媒体 視聴又は写しの交付が容易であるときは当該写しの交付

3 前項第3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該出力したものの視聴又は当該複写したものの交付により公開の実施を行うことができる。

【趣旨】

本条は、公開の実施方法を定めたものである。

【解釈】

1 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、閲覧は原本によることを原則としながらも、これにより難い次のような場合をいう。

- (1) 公開請求に係る公文書が、歴史的価値があるものであったり、激しく傷んでいる等の理由から、原本を閲覧に供すると破損するおそれがある場合
- (2) 公開請求に係る公文書を公開時に事務又は事業に使用する必要があり、閲覧等に供する当該事務又は事業の遂行に支障がある場合
- (3) 公開請求に係る公文書に公開部分と非公開部分が記載されており、原本によりこれを区分して閲覧させることが適当でない場合

2 第2項の第1号から第4号までは、第2条第2号において定義した公文書の区分に応じた具体的な公開の方法について、下記のとおり定めたものである。

- (1) 文書、図画、写真については、当該文書、図画及び写真の原本又はその写しを閲覧し、又はその写しの交付によって公開するものとする。

「閲覧」とは、図画及び写真を請求者本人が調べて見ることをいう。

「写しの交付」とは、文書、図画及び写真を複写したものを交付することをいう。

- (2) フィルムについては、当該フィルムの視聴及び写しの交付（マイクロフィルムに限る。）によって公文書の公開をするものとする。

「視聴」とは、補助機器を用いて、フィルムを請求者本人が見たり聴いたりす

ることをいう。

「写しの交付」とは、マイクロフィルムに限り、マイクロリーダーにより紙に出力したものを交付することをいう。

- (3) 電磁的記録（録音テープ、ビデオテープその他の音声記録媒体及び動画記録媒体を除く。）については、当該磁気テープ、磁気ディスクその他これに類するものに記録された情報を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により、紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付によって公文書を公開するものとする。

これらのものは、原本による閲覧及び写しの交付等が容易にできないため、出力されたものによって閲覧又はその写しの交付を行うこととしたものである。

- (4) 録音テープ、ビデオテープその他の音声記録媒体及び動画記録媒体については、当該録音テープ及び録画テープの視聴によって公文書の公開を行うものとする。ただし、写しの交付が容易であるときは当該写しの交付を行うものとする。

「視聴」とは、再生機器を用いて、録音テープ、ビデオテープを請求者本人が見たり聴いたりすることをいう。

- 3 第3項は、電磁的記録について、情報が記録されている媒体に応じてそれぞれ対応し、また、写しについても同じ記録媒体又はフロッピーディスクに容易に複写できる場合は、要望があればそれに応じることを定めたものである。

(1) 録音テープ、ビデオテープ …専用機器による視聴

(2) 磁気テープ等電磁的記録 …紙に打ち出したもの又はディスプレイ等による閲覧

(手数料等)

第16条 公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する実費を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開に係る手数料及び写しの交付により公文書の公開を行う場合の費用の負担について定めたものである。

【解釈】

1 本条第1項は、公文書の公開（公開請求による義務的公開及び公開申出による任意的公開）に係る手数料は、本来、受益者負担とすべきではあるが、この条例の目的に照らし、本制度が広く利用されるよう、無料としたものである。

2 本条第2項は、写しの作成に要する実費及び写しの送付に要する実費については、請求者の負担とすることを定めたものである。

【運用】

1 写しの作成に要する実費及び写しの送付に要する実費

区分		金額	
写しの作成に要する実費	乾式複写機による写し	A3判、A4判、B4判又はB5判	単色刷り1枚につき10円
			多色刷り1枚につき20円
	A0判、A1判、A2判、B1判、B2判又はB3判	単色刷り1枚につき100円	
		多色刷り 実費相当額	
	電磁的記録の用紙への出力	A3判、A4判、B4判又はB5判	単色刷り1枚につき10円
			多色刷り1枚につき20円
磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体による写し	電磁的記録媒体を持参した場合	無料	
	上記以外の場合	実費相当額	
	上記以外の方法による写し	実費相当額	
送付に要する実費	郵便による送付	郵便料金の額	
	上記以外の方法による送付	実費相当額	

2 実費の徴収方法

実費の徴収は、情報公開等受付窓口である総務部行政管理課が次のとおり処理するものとする。

(1) 写しの作成に要する実費

原則として写しの交付の際に現金で領収する。ただし、郵送の場合は、郵便為替等により領収する。

(2) 写しの送付に要する実費

原則として現金又は郵便切手によるものとする。ただし、郵送の場合は、郵便為替等により領収できるものとする。

(3) 手数料等を総務部行政管理課が受領した後に、写しを交付する。

※ 総合支所において写しの交付を行う場合は、「総務部行政管理課」とあるのは「総合支所総務課」と読み替えるものとする。

3 部分公開のために作成する写しの費用

部分公開をする場合は、通常に、一度公文書の写しを作成した上で非公開部分をマジック等で塗り潰す方法をとるが、この費用は本条に該当しない。

第3章 審査請求等

(審査会への諮問)

第17条 公開等の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本庄市行政不服審査会条例（平成28年本庄市条例第9号）に定める本庄市行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することになる場合（当該公文書について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問には、行政不服審査法第41条第3項の事件記録を添付するものとする。

【趣旨】

本条は、公開等の決定に対する審査請求があったときは、審査の公平性と客観性を確保するため、本庄市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して裁決を行うという救済手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 実施機関が行う公開等の決定は、行政処分であるので、公開等の決定及びその不作為は、次の法的な救済の対象となるが、いずれの救済を求めるかは、公開請求者の自由な選択に委ねられ、審査請求をすることなく訴訟を提起することもできる。
 - (1) 行政不服審査法に基づく「処分についての審査請求」を実施機関にするもの
 - (2) 行政事件訴訟法に基づく「抗告訴訟」を裁判所に提起するもの
 - (3) 国家賠償法による「損害賠償請求訴訟」を裁判所に提起するもの
- 2 本条は、行政不服審査法に基づく審査請求の取扱いに関し、審査会へ諮問することを定めるものである。これは、公開等の決定に対する審査の公平性及び客観性を確保するため、審査会への諮問を義務付け、実質的な審査手続を審査会に委ねることにより、市民に信頼される救済制度の確立を図るものである。
- 3 「審査請求」には、次のものが考えられる。
 - (1) 次の公開等の決定に対して請求者が行う審査請求
 - ア 非公開情報が記録されていることを理由とする非公開決定又は部分公開決定
 - イ 公開請求者が公開請求書の補正に応じないため請求を拒否する非公開決定
 - ウ 公文書を保有していないため請求を拒否（公文書不存在）する非公開決定
 - エ 公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否（存否応答拒否）する非公開決定
 - (2) 実施機関が公開等の決定の期限を過ぎても公開等の決定をしなかった場合の不作為に対して公開請求者が行う審査請求

- (3) 第三者に関する情報の公開等の決定に対して当該第三者が行う審査請求
- 4 改正前の行政不服審査法においては、不服申立ての種類として、処分をした行政庁に上級行政庁がある場合に上級行政庁に対して申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分をした行政庁に対して申し立てる「異議申立て」があった。行政不服審査法の改正により、「審査請求」と「異議申立て」が「審査請求」に統一されたことで、本条例において、実施機関に対して行うことができる不服申立ては「審査請求」である。
- 5 「審査請求が不適法であり却下する場合」とは、審査請求に形式上の不備がある場合等をいい、次のような例が考えられる。
- (1) 審査請求期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月）経過後に審査請求があった場合
 - (2) 審査請求人の適格性を欠く場合
 - (3) 実施機関の補正を行わなかった場合
- 6 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することになる場合」とは、実施機関による再検討の結果により、非公開とした情報を全て公開する場合をいう。審査請求後に、実施機関が非公開決定又は部分公開決定を変更し、公開決定をすることはできない。
- 7 「行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。」とは、行政不服審査法において規定する「審理員」の指名を行わずに審理手続を行うものである。これは、第三者機関である行政不服審査会において実質的な審理が行われており、審査会にはインカメラ審理（行政情報の公開・非公開や自己情報の開示・非開示の是非の審査に当たっては、個人情報などの非公開（非開示）情報を直接見聞する審理）の権限が与えられているため、審理員制度を適用する実益がないと考えられるためである。

【運用】

- 1 第三者からの審査請求に対する措置（執行停止）

当条例第14条第3項の規定により、公文書公開決定に係る第三者あて通知書を受けた第三者から公開を実施する前に審査請求をされた場合には、行政不服審査法第25条の規定により、公開の実施を停止しなければならない。
- 2 審査請求の受付
 - (1) 審査請求の受付は、総務部行政管理課が行うものとする。（実施機関が市長の場合）
 - (2) 情報担当課は、審査請求に伴い諮問に必要な弁明書を速やかに作成するものとする。
- 3 諮問の方法

諮問は、情報公開審査諮問書（規則様式第13号）により、次に掲げる書類を添えて行う。

 - (1) 事件記録（審査請求書及びこれに添付された書類、弁明書、反論書その他審査請求に係る事件に関する書類）
 - (2) 公開請求に係る決定通知書等の写し

- (3) 公開請求書
- (4) その他必要な書類

(諮問した旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 請求者（請求者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開等の決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人及び参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、審査請求人等の関係者が審査会における審査手続に参加できるよう、諮問をした実施機関は、審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「諮問をした旨を通知しなければならない。」とは、実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けたものである。「通知」とは、情報公開審査諮問通知書（規則様式第14号）をいう。
- 2 「参加人」とは、実施機関の公開等の決定に利害関係を有する者であって、行政不服審査法第13条の規定する参加人と同義であり、審査請求に係る利害関係人として審査庁の許可を得た者をいい、具体的には、公開請求した公文書に記載されている第三者に対して、意見書提出の機会を付与し、反対意見書を提出した第三者が審査請求人となった場合における公開請求者等である。
- 3 「請求者」とは、公開決定について第三者が審査請求を提起している場合における公開請求をした者をいう。
- 4 第3号は、反対意見書を提出した第三者が参加人になっていない場合であっても、当該第三者に対し、諮問をした旨を通知することとしたものである。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開等の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開等の決定を変更し、当該決定に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、第14条第3項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈】

審査請求による却下・棄却、非公開から公開への決定の変更により、公開請求者へ公開となる裁決を行う場合には、第14条第3項に規定するように、決定の日と公開実施日との間を少なくとも7日間を置き、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知することとする。

第4章 情報の公開の充実発展

(市政に関する情報の整備等)

第20条 実施機関は、市政に関する情報の整備その他情報の公開の充実発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により情報の公開の改善の施策を立案し、及び実施するに当たっては、本庄市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、市政に関する情報の整備及び情報公開制度の改善について定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

情報公開制度を適正に運営するためには、実施機関の管理する情報の中から市民が請求するものを的確かつ迅速に探し出せることが必要である。

そのためには、実施機関は、情報の整備が重要であり、この整備に当たっては、公文書の作成から廃棄まで、本庄市文書取扱規則に基づきファイリングシステムの適正な維持・管理に努めなければならない。

また、情報公開制度を取り巻く環境が市民ニーズの変化、情報化の進展その他の社会情勢に応じ常に変化するものであることから、情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営し続けるためには、常に当該事務を見直し、改善していくことが必要である。

(第2項関係)

本項は、情報公開制度に関する事務を改善する施策が適切に行われるよう、実施機関に対し、その施策を立案し、及び実施するに当たっては、市民の代表等により組織される本庄市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することを義務付けたものである。

第5章 情報の公開の総合的推進

(情報提供の充実)

第21条 実施機関は、この条例の規定により公文書の公開を実施するほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が、情報提供の充実に努めるべき旨を定めたものである。

【解釈】

- 1 情報公開制度は、市民の請求に応じて市が管理する公文書を公開することを実施機関に義務付ける制度であるが、開かれた市政を実現するためには、この情報公開制度に限らず、従来から行われてきた広報紙の発行、行政資料の配布などの積極的な提供や市民からの求めに応じた説明など、種々の情報提供の一層の充実に努める必要がある。
- 2 情報公開制度の目的を達成するためには、その補完機能であるところの情報提供をより一層充実させる必要があり、特に市民に責任を持って説明する姿勢を常に確保することが求められる。
- 3 「情報公開」と「情報提供」とは、実施機関が管理している情報を市民に提供するという点においては共通であるが、「情報公開」は、請求を受けてから公開するという受動的な行為であるのに対し、「情報提供」は、市が積極的に市民に情報を提供していくという自発的で能動的な行為であるところに相違がある。

【運用】

情報公開制度の実施によって、これまで行ってきた情報提供を後退させることがあってはならない。すなわち、公表を前提として作成されたものや従来から求められれば閲覧等に応じてきたものについては、今後もより一層提供に努めるものとする。

(公開済情報の取扱い)

第22条 実施機関は、この条例の規定により一度公開した公文書は、この条例に規定する手続によらず提供するように努めるものとする。この場合において、写しの作成及び送付に要する実費については、第16条の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、一度この条例に基づき公開した公文書は、情報提供の対象とする努力義務を定めたものである。

また、提供に係る手数料、写しの作成及び送付に要する実費は、公開請求による公開の場合と同様とする。

【解釈】

本条は、一度公開された公文書については、何人も再度請求手続を要することなく入手できることとし、この簡易迅速な情報提供が、制度の目的の達成に資するとしたものである。

申出者の資格や利用目的についても、公開請求と同様に問わない。

なお、情報提供による公開の実施であるので、申出者は、部分公開とされた情報の非公開部分等についての審査請求を行うことはできない。

【運用】

利用者の利便に供するために、公開した公文書の検索資料を備えるものとする。

公開した公文書の提供申出には、法的な請求手続を必要としないが、即時に閲覧又は写しの交付を作成できるとは限らず、後日実施する場合もあるので、公文書の区分、量に応じ、公文書の名称、連絡先、氏名等は提示してもらう必要がある。

提供は、既に行った決定で公開した内容にて実施する。

写しの作成及び送付に要する実費は、公開請求による公開の場合と同様に申出者の負担となる。

公開した公文書のうち、複数回の申出を受けたものや公表することに意義があると認められたもの等、市民の利便や市政運営に資すると認められる公文書は、その写し又は要旨を作成する等、利用者が随時閲覧できるように一定箇所に備えるよう努めなければならない。

(出資等法人への要請)

第23条 市長は、市が出資その他の財政上の援助を行う法人で規則で定めるものに対し、この条例による市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

【趣旨】

本条は、市が出資等を行う法人に、その経営状況を説明する文書等その管理する情報を公開するよう努めることを求めるものである。

【解釈】

市が出資等をする法人は、市とは別の法人格を有するので、実施機関に含めることはできないが、市の財政的援助等を受けて行政に準じた市の補完的活動を行っているため、市政運営に関する透明性を高めるという考えから、出資等法人においても一定の情報公開が行われる必要がある。

- 1 「出資その他の財政上の援助」とは、資本金、基本的財産、その他これに準ずるものに対する出資、出捐（しゅつえん）のほか、補助金、委託料等を交付することをいう。
- 2 「経営状況を説明する文書等」とは、定款、寄付行為、事業計画書、予算書、事業報告書、決算書その他これに準ずる文書等をいう。
- 3 「その管理する情報」とは、行政の補完的活動を行っている以上、経営状況を説明する文書以外の情報であっても、公開に努める義務があることをいう。

【運用】

- 1 市長が定める出資等法人は次のものである。
 - (1) 社会福祉法人本庄市社会福祉協議会
 - (2) 公益社団法人本庄市シルバー人材センター
- 2 出資等法人は、「経営状況を説明する文書等」について、法人等の主たる事務所等において一般の閲覧に供するよう整備を図るとともに、その他の情報については、公開の申出を受け付け、本条例の趣旨に即し情報公開を行うよう要請する。
- 3 情報公開担当課は、その処理について必要な助言を行うことができる。
- 4 出資等法人が情報提供を希望する情報については、市の情報公開窓口等において、市民に提供することができる。

(指定管理者の情報公開)

第24条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）が管理する施設に関する情報の公開の請求があった場合においては、当該指定管理者に対し、当該情報を請求するものとする。

2 前項の請求があった場合、指定管理者は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理している公の施設に関する情報を実施機関へ提出するものとする。

【趣旨】

本条は、市の公の施設の管理運営について、「指定管理者制度」を導入したことに伴い、市の公の施設を管理する指定管理者の情報公開の推進について規定したものである。

【解釈】

「指定管理者」とは、市の指定（行政処分）により、公の施設の管理を行う法人その他の団体をいう。

第1項は、実施機関は、指定管理者が管理する施設に関する情報公開の請求があった場合においては、当該指定管理者に対し、当該情報を請求することとしたものである。

第2項は、指定管理者は、実施機関から前項の請求があった場合、当該情報（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（条例第2条第2号に規定する公文書と同様の考え方））について、実施機関へ提出することを規定したものである。

第6章 雑則

(実施状況の公表)

第25条 市長は、毎年度1回、この条例の規定による公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、本制度の利用の促進と発展、適切な運用の確保等を目的に、運用状況を公表することを定めるものである。

【解釈】

本条は、市長に毎年度1回、この条例の各実施機関の運営状況を取りまとめて公表することを義務付けたものである。

【運用】

公表の方法は、施行規則に委任され、第一には、掲示により行うこととする。このほか、広報ほんじょうへの掲載により行うこと、また、状況の進展を勘案し、市のホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

「この条例の規定による情報の公開の実施状況」とは、公開請求・申出の状況、請求に対する公開等の決定概要、審査請求の状況その他必要な事項とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に必要な事項の委任について定めたものである。

本条例に基づき定められる条例の実施細目については、施行規則に委任することとしたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、平成18年1月9日における本庄市及び児玉町から承継された公文書（以下「承継公文書」という。）については、適用しない。

(承継公文書の任意的公開)

- 4 実施機関は、承継公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

- 5 施行日の前日までに、合併前の本庄市情報公開条例（平成12年本庄市条例第37号）又は児玉町情報公開条例（平成13年児玉町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日、適用を受ける情報の範囲、適用日前の情報の任意的公開並びに経過措置に関し定めたものである。

【解釈】

- 1 この条例の施行期日を平成18年1月10日としたものである。
- 2 合併に伴い、情報の管理・検索体制が不十分なまま条例を施行することは、制度の円滑かつ適正な運営と充実を阻害することになりかねないので、平成18年1月10日以後に作成し、又は取得したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有している公文書から適用するものである。
- 3 合併前の本庄市及び児玉町から承継された公文書については、第2項の規定にかかわらずこの条例は適用しないものとする。
- 4 適用日前の公文書については、この条例は適用されないが、公開の申出があった場合には、実施機関はこれに誠意を持って応ずる責務がある。

この場合に、実施機関は、公文書の所在が分かる限り、条例適用公文書と同様に申出に対する回答、公開を実施し、市政に関する説明責任を果たさなければならない。

また、公開の申出に基づき公開を実施したときの実費については、申出者の負担とするものである。

なお、本項の規定による公開は、「権利行使に対する義務としての公開」ではなく「任意の公開」であるため、当該決定は行政処分にあたらないため、審査請求及び行

政事件訴訟の対象とはならないものである。

- 5 合併前の本庄市情報公開条例又は児玉町情報公開条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、この条例によりなされたものとみなす規定である。

附 則（平成28年3月30日条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条による改正前の本庄市情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第12条第1項の決定（以下この項において「決定」という。）又は第5条の規定による請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日及び経過措置に関し定めたものである。

【解釈】

- 1 改正後の施行期日を平成28年4月1日としたものである。
- 2 「この条例の施行前にされた実施機関の決定」とは、処分が本条例施行前にされたことを意味し、処分が本条例施行前にされたが、処分があったことを知った日が本条例施行後である場合にも含まれる。
- 3 「この条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るもの」とは、不服申立ての直接の対象になる処分又は不作為に係る申請が、本条例施行前である場合に加え、不服申立ての直接の対象になる決定等が本条例施行後にされた場合であっても、当該決定等が本条例施行前の処分又は本条例施行前にされた申請に係る不作為について出されたものである場合も含む。

【参考】

◎義務的公開と任意的公開の主な相違点

事 項	義務的公開	任意的公開
公開請求権	有 り	無 し
公開義務	有 り	無 し
可否決定期間	原則15日間で決定	条例の適用は無いが、条例と同基準で回答
非公開理由	条例第7条各号	条例の適用は無いが、条例と同基準で判断
処分性	有 り	無 し
救済手段	審査請求、訴訟	法的救済手段無し
費用負担	請求者の負担	申出者の負担